

令和3年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

令和3年9月15日 午前10時07分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	山口成治
町民課長	雨宮忠芳
財務課長補佐	江幡守仁
税務課長	佐藤宰
健康保険課長	飯村正則
長寿応援課長	稲川弘美
福祉こども課長	山崎栄一
農業政策課長	増井栄一
都市建設課長	大津好男
下水道課長	所克実
会計課長（会計管理者）	久保田和美
水道課長	阿久津恵三
農業委員会事務局長	高瀬浩文

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和3年9月15日（水曜日）

午前10時07分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時07分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員でございます。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長、課長補佐がそれぞれ出席しております。代表監査委員は本日欠席でございます。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じます。ご了承願います。

財務課長補佐の発言

○議長（関 誠一郎君） 一般質問を始める前に、財務課長補佐、江幡守仁君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

財務課長補佐、江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） では、私より昨日の河原井議員からの一般質問において、改めて資料を用意して説明、ご提供等させていただきますと申し上げた部分について、本日報告をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては第3回定例会の資料のところに追加でアップロードさせていただきました。

今画面のほう出させていただきました。議員各位の皆様については同じ画面を見られていますでしょうか。

2の①の資料H30将来負担比率というものを今画面にお出ししているところでございますが、ダウンロードできてございますでしょうか。

昨日の未回答の部分でございますが、財政状況についてということで、将来負担比率の算出方法、平成30年度、令和元年度の比率が特に下がっている部分ということで、算定方法を併せてということで、決算に当たりまして将来負担比率の算出を行ったものを用意させていただきました。

資料については、平成30年度と令和元年度の将来負担比率の算定をしたものが2つ用意してございます。

比率が下がった理由なんですけれども、大きな理由といたしまして、特に公営企業、水道や公共下水道、地方債現在高の減少が大きく影響いたしまして、分子が小さくなったことにより将来負担比率の減少につながっているところでございます。

続きまして、2番の合併特例債の借入れに関する部分なんですけれども、こちらは2の②の資料として、合併特例事業債の資料をつけさせていただいております。

すみません、件数が多くて非常に小さいので、画面拡大して見ていただくような形にはなりません。

借入年度、起債年度、借入年月日、事業名称、充当した事業名称ですとか、借入利率や借入額が書いてございます。また、一番右端のところには借入れ先を記載してございます。

合併特例債の借入は、町内に支店のある金融機関による入札を行って貸付利率が最も低

い入札者から借入れを行っているところでございます。

また、目玉事業はあるかということなんですけれども、基本的にはまちづくり計画の中で記載した事業ではございますが、今後大きな事業としましては道の駅かつら移転整備事業などが候補として考えられるのかなというところでございます。

続きまして、一般会計と特別会計を合わせた起債の利息はということでご質問をいただいていた。こちらにつきましては、令和2年度の城里町決算審査意見書がございまして、この中の6ページ、抜粋させていただきました。資料のところに記載させていただいております。

一般会計、特別会計を合わせた合計の利子が、今ちょっとポインターを出したところに記載がございまして、14億8,267万7,562円ですね。前年度と比較して減少傾向になってございます。

次に、ご質問いただいていた部分なんですけれども、多額の繰越金の額について、繰越明許費の部分なんですけれども、こちらにつきましては今資料をお出しいたします。

2の④の資料になります。事故繰越の繰越計算書ですね。それから2の④の資料で併せて繰越明許費の繰越計算書、ちょっと表示が遅いんですけれども、こちら報告21号の資料として出させていただいているものになります。

繰越をした事業に関しては、決算書の中にも繰越明許費というところで額を記載させていただいております。

続きまして、一般財源の扶助費と国・県補助金の関係、それから補助費についてということでご質問いただいていたかと思っております。こちらは2の⑤の資料として2つ用意させていただきました。

2の⑤の最初の資料が扶助費の一覧になります。こちらはかなり細かい資料になります。〔「議長、ちょっと説明聞いていたら画面がちらちらして、全然数値が、見ても把握できないから、印刷して紙で頂きたいと思っております」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） では、紙で印刷して全員に配付してください。

○財務課長補佐（江幡守仁君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 昼休み上がりでいいですか。

〔「ああ、いいです」と呼ぶ者あり〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） では改めて紙で配付させていただくということで。

それでは以上になります。

○議長（関 誠一郎君） お願いします。

では、ただいまの説明に関しては午後一番に紙で配付ということにしましたので、よろしく願いいたします。

一般質問

○議長（関 誠一郎君） それでは日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁の時間は合わせて60分を超えることはできませんので、質問、答弁ともに簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときには、後から質問される方は重複質問はしないようお願いいたします。

それでは、通告第6号、2番加藤木 直君の発言を一問一答方式により許可いたします。

2番加藤木 直君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議長、すみません。ちょっと資料を取りに。

○議長（関 誠一郎君） はい。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 2番加藤木 直でございます。

初めに、先日58歳の若さでご逝去なされました大変激務に耐えていただきました、元船橋財務課長に、哀悼の誠を捧げます。大変ご苦労さまでした。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式により一般質問をさせていただきます。今回60分の持ち時間ということでございます。コロナ禍の中でございますので、質問事項に聞かれたことだけお答えいただきまして、簡潔に回答をいただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルスについて、幾つかお伺いいたします。

コロナの話題が出てどのぐらいたつたのでしょうか。毎日マスクをして、手の消毒をして、とにかく窮屈でストレスのたまる日々を送っている方も多いと思います。なぜかもう既に3年か4年ぐらいたつたのかなというような気もしますけれども、調べてみますと1年8か月、昨年2020年1月のことでしたね、初めに見つかったのは。

日本人で第1例目の方は、中国武漢に滞在中の日本人の方が発熱を認め、日本に帰ってきてからお医者さんに行きました、クリニックに。受診するもインフルエンザの陰性だということで自宅療養をしていましたけれどもなかなか症状が改善されず、レントゲン撮影で肺炎像が確認されたと。その後、行政検査や確定検査が行われて、国内で初めて新型コロナウイルスの第1例目が確認されたということでございます。

このウイルスは、皆さんもご存じのように大変進化を続けております、デルタ株とかこういう変異株。人間は世代交代するのに数十年かかります。しかしながら、ウイルスや菌は数十秒で1世代が交代します。ですから少しずつ変化をし、その対応に難しく、大変手ごわいというわけでございます。本当に怖いウイルスでございます。

それでは伺いますけれども、先日町のほうでプレスリリースということで、茨城県で唯

一新型コロナウイルス感染が12日間連続でゼロというようなプレスを出したけれども、これは採用されなかったのかどうか。今日本中が、いや世界中がこのコロナ収束のために戦っているときに、当町は何日間、何十日とか発生件数ゼロですと、これは全国平均とか茨城平均を上回るスピードで接種が進んでいると、これは迅速なワクチン接種の賜物だ、みたいなプレスをやっている、そういう場合じゃないと思いますよ。何を考えているのか分かりませんが、町も県も国も、そしてほかの国の、世界中の国もゼロにならなければ、このウイルスとの戦いは終わらないんです。ほかの国で少しでも続いていけば、いつかもっともっと強力になった、変異したウイルスがまた今のような状況になってくるわけです。だから自分たちの町だけ何十日も発生していないからいいと、自慢話のようなプレスを、子供みたいなことはやめていただきたいと。恥ずかしい。

これ、課長のお考えですか、お伺いしますけれども。私はね、文句を言っているんじゃないです、ただ批判しているだけです。ワクチン接種の進捗状況、今後の見通し、お伺いしますけれども、昨日菌部議員からもワクチンに関して質問がありましたので、ダブるところもあると思いますけれども、簡単に説明をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種の状況についてということですが、昨日の菌部議員ともかぶる部分がございますので、簡単にご説明をさせていただきます。

現在、町の接種会場にてワクチン接種を実施中ですが、対象年齢が20代から30代の若い世代まで進んでおり、接種希望者の大半は9月下旬までに2回の接種が完了する見込みであります。

また、10月以降につきましては主に接種漏れ者への対応を中心として進めてまいる予定であります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 簡潔な説明ありがとうございます。

ワクチンは、話によりますと2回打っても罹患する、100%の予防効果はないと。変異株は感染力が大変強い、いわゆるワクチンが効きづらいとの情報もあります。アメリカは3回目の接種、いわゆるブースターが必要だと判断いたしまして、9月20日から始めるというような話もありますけれども、日本でもまだまだ緊急事態宣言の最中ですので、予断を許さない状況ですので、担当課としても引き続きの対応をよろしく願いいたします。

まず、2番目の生活困窮者の支援についてお伺いしますけれども、様々な業種でコロナ

禍の影響が出ているわけでございます。そのような中で、社会福祉協議会が窓口となっております緊急小口資金、総合支援資金などの特例貸付状況はどのようになっているのか、内容的なものです、分かりましたらお伺いします。

それと、これを利用している方がどのくらいいるのか、お伺いをいたします。お願いします、担当課長。

○議長（関 誠一郎君） 福祉子ども課長山崎栄一君。

〔福祉子ども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 2番加藤木議員のご質問にお答えしたいと思います。

生活困窮者の支援ということで、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などにより、生活資金の必要な方につきましては、城里町社会福祉協議会が申請・相談窓口となりまして、令和2年3月25日から、今のところ令和3年11月末まで緊急かつ一時的な資金が必要な方への貸付けにつきましては緊急小口資金ということで上限20万円、それと生活の立て直しに必要な費用の貸付けである総合支援資金というのがありまして、総合支援資金につきましては初回貸付け最大60万円、延長貸付け、これが6月受付までなんですけれども、これが最大60万円、それに再貸付け最大60万円、合せて6月受付までは最大はどちらも合わせまして200万円で、今現在は延長貸付けが6月受付で終わっていますので140万円ということでございます。

こちらの特例貸付を実施しております。こちらの令和3年8月末現在の、まず緊急小口資金特例貸付の貸付件数は89件、貸付金額は1,640万円でございます。次に総合支援資金特例貸付の貸付件数は146件、貸付金額は7,853万円でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

大変長引くコロナ禍でございます。経済的な困窮者、実態を把握していただきまして、また社協と連絡を密にいただきまして、経済的な困窮者の対応をよろしく願いいたしたいと思います。

また、小口資金や総合支援資金は10日ほどかかるということ聞いておりますけれども、また振り込まれるまでに全く連絡がないということもございますので、審査に通ったかどうかぐらいの通知はしていただいてもいいのかなというふうには思っております。親切な対応をお願いいたしたいと思います。

次の3番目の、コロナ感染時の対応について、幾つかお伺いをいたします。

町内に感染された方が出た場合、県保健所のほうから個人情報だから何の連絡も来ないんですということです。課長、今でもそうですかね。すぐに分かればその方と接触した方はすぐに対応ができて、感染拡大の防止ができると思うんですけれども、1年前とはもう

既に違うので、私は公開をすべきなんじゃないかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

それと、自宅療養者とかのそういった情報というものは、これは保健所から来るのかどうか。また全ての罹患者が入院できるわけではないので、自宅で療養している方などは、例えばひとり暮らしの場合、食事や体調に急激な変化があった場合はどのようにすればよいのかですね、本当に心配だと思うんです。

例えば、老夫婦が2人で暮らしている場合などは、じいちゃんがばあちゃんを面倒見る、ばあちゃんがじいちゃんを面倒見ると。これは老夫婦同士でどうしたらいいのか、本当に困ってしまうと思うんです。それでも自宅療養になるのか、何かこのような家族構成の場合はこうするみたいなマニュアルというか、そういったものは町のほうでつくられていないのかどうかですね、これもお伺いします。

また、罹患者が様々な相談をする場合、困った場合に相談したい場所、どこに相談すればいいのか。これ、町に相談する場所、あるんですかね、ないんですかね、これもお伺いします。

それから自宅での療養者で、ひとり暮らしなどで生活環境が厳しい場合、町のある場所に野戦病院というのはあまりふさわしくないというようなことで、今野外病院とか、こういった方式を設置するのも一つの方法かなとは思いますが、これは提案ですけどもどうなんでしょうか。いまだに壊されていないような旧七会の診療所とかふれあいの里のキャビン、小学校の跡地、そういう自宅療養の延長で場所を提供して感染の拡大防止に努める。食事の利便性、それから急激な体調変化の透明化、専門的な手伝いとか専門的な人は要らないと思うんですね。シェアハウスの的なものでもいいかなというふうには思っていますけれども、定期的に体調をチェックしたり食料の調達をすると。体調悪化時には救急車の手配などをするという、このような仕組みづくりを提案したいが、いかがでしょうか。また、酸素濃縮器やパルスオキシメーターなどの手配しておいたほうがよいかなと、これも併せて提案をいたします。

町内に限らず、隣接市町村の患者にこういった場所を提供して、コロナ収束に協力をするというのも城里町としての一つの特徴としてはいかがかなということで、これも提案をしたいと思います。

最後ですけども、町のホームページを見るとコロナ発生状況が一発で出てこない。他の市町は結構あるんですけども、当町はコロナ発生状況を検索すると、これ、県の報道資料のほうへ行ってしまっていて、大洗とか茨城町は単独のものが出てきていますけれども、当町はこの発生状況、簡単に出るよう、町だけのものが出るような、そういう携帯で見ても分かるようなものをつくっていただけないのかどうか、これできるかできないか、お伺いします。町民の方も大変ホームページ見づらいということを行っています。できるかできないかだけお伺いをいたします。

それでは今幾つか、9件、10件ぐらい言いましたけれども、まず県保健所から個人情報だから今でもその情報が来ないのかどうか、それと私は公開すべきかなというふうに思うんですけれども。それと自宅療養者の情報、この3点分かるかどうかお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 2番加藤木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、個人情報があるのかどうかというご質問でございました。

こちらにつきましては、個人情報のほうは保健所のほうから町には来ておりません。現状なんですけれども、城里町の新型コロナウイルス感染者の状況につきましては、茨城県中央保健所を中心に対応をしているところでございます。

続けてご質問にお答えさせていただきます。公開すべきではないかというご質問でございました。

こちらにつきましても、やはり個人情報ということでございますので、なかなか難しいものがあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） あと、相談場所はあるのかとか。

○健康保険課長（飯村正則君） 続きまして、またご質問等に回答させていただきます。

自宅療養の状況でございますけれども、こちらのほうも中央保健所のほうに確認しております。新型コロナウイルス感染者で症状によっては特に入院を必要としないと考える感染者、ひとり暮らしの入院以外の感染者、また先ほどご質問がありました老夫婦等の感染者につきましては、食事等の心配等もございますので、基本的にはホテル等の療養施設での対応となっておりますことを確認してございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 自宅療養者の場合は、そういった今現在どこにいるかということ、情報は入るわけですね。

それと、家族構成などでこういう場合はこういうふうにするとかというマニュアルは、そういったものはないんですかね。それと、町には相談窓口、罹患者が自宅療養していて困った場合の相談窓口はあるのかどうか、この2点お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き答弁させていただきます。

まず、マニュアルの話ですけれども、基本的に新型コロナウイルスの対応につきましては県中央保健所ということになってございますので、町のほうにつきましては県中央保健所の

ほうにつなぐというような、そういったマニュアル等はございます。

あと、相談窓口でございますが、こちらも基本的には保健所のほうが対応することになっております。ただし、町のほうに相談があった場合には、保健センターの保健師が対応することになっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） はい、分かりました。

何か、ひとり暮らしの方はどうしていいか分からなくなってしまうと思うんですよ、自分ひとりで。こういう場合に町で何かこういうふうにしなさいとかと誘導できる方法がないのかどうかですね。本当にひとり暮らしの人は苦しいと思うんですよ、こういう病気になった場合は。そういうところもちょっと考えていただければなというふうに思っております。

それから、前にも言いましたけれども、空いている施設を使って、ここでシェアハウスのようなもので何か対応ができないのかなと、食料の調達とか、体調が急激に悪化した場合にすぐに対応できるような体制ですね。

昨日テレビを見ていましたら、自宅療養で亡くなっている方は結構いますよね、東京なんかでも。こういったものが城里町で出ては困るので、城里町だけじゃなくてどこでもやはり出ては困るので、何かやはり規則とかそういう決まりごととかにこだわらないで、シェアハウスみたいなところで、何人かでそこでお互いに相手の体調を見ながら治るまでいるとかということができないのかどうか、こういう仕組みづくりはどうなのかなど。

それから、酸素濃縮器、それとパルスオキシメーター、これもなかなか濃縮器がないというような話も聞いておりますので、早めに申し込んで買っておいたほうがいいのかなどというふうに思うんですけれども、この空き施設を使っての件と、それとパルスオキシメーターの購入の件ですね。これちょっとお伺いしますけれども、課長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

まず、療養施設の不足等が報道等で流れているのは私も重々知っております。県に確認したところ、県では十分な対応ができるよう調整しているとのことでした。

具体的にですけれども、県内6か所の宿泊施設、830人の収容人数を8月末で確保しておりました。9月からは1施設増やしまして県内7か所、宿泊施設に1,020室を確保してございます。万が一感染者が突発的に増えた場合の対応のために、一定割合の空き部屋を確保しているそうでございます。

続きまして酸素のお話ですけれども、酸素の濃縮器はございません。酸素の濃縮器とい

いますとどうしても医療行為に使うものですから、対応できるドクターもいませんし、ちょっとその辺のところはもう一度町内の医師会等にご意見を伺いながら、慎重に進めていきたいというふうに考えてございます。

パルスオキシメーターでございますが、これも数は十分とは言えませんが、数はあることにはあります。ただ、議員ご指摘のとおりもう少し買い増したほうがいいんじゃないかというようなご指摘もございましたので、現在物も大分不足しているという情報もございます、なるべく早めに調達するように検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、町のホームページの件ですね。これ、一発で発生状況が分かるような、そういうものをつくっていただくことはできますかね。町民の方も、この間「いや、これ分からないよね」ということで、県のほうに行っても詳しく出てこないの、県の報道資料のほうも。ですから、町としての単独のものを、これ簡単だと思うんです、これつくっていただけるようお願いをいたします。課長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き答弁させていただきます。

町のホームページが大変見づらいというようなご指摘をいただきました。こちらにつきましても他市町村のホームページ等を参考に、どのようなふうにしたほうがいいのか、ちょっと対応のほうを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次のアツマーレの管理について質問をいたします。

2番目のアツマーレの管理でございますけれども、開発公社の芝管理についてお伺いしますけれども、この指定管理というのは、公の施設をノウハウのある民間業者に管理をしてもらうというような制度でございます。このアツマーレグラウンドの管理は、百条委員会までできていろいろ問題になった経緯がありますけれども、たしか当初1,500万円で管理ができると一般質問でも町長が答えております。

ところが、ホーリーホックの沼田社長と町が1,500万円、当社が、ホーリーホックがグラウンド使用料の500万円で、計2,000万円である会社をお願いをしましよと、そういった文書のやりとりをしたわけです。その直後に沼田社長からグラウンド使用料を300万円

上乗せして800万円払いますので、町は1,500万円だったものを200万円上乗せして1,700万円出してくださいよと、そうすると1,700と800で合計2,500万円でAという会社にお願ひしましょうと。ただし、他社の場合はこの案はなかったことにしてくれと。これに対して町長は、「大変有意義なご提案をありがとうございます」と、これで議会对応をしたい旨の文書が送られております。

それが今度は開発公社に指定管理に出して、しかも誰が見ても管理能力のない開発公社です。しかも今まで町で2,500万円で契約、管理していたものが、指定管理に出すと使用料も入れて3,000万ぐらいになるのかなど。開発公社は単なるトンネル会社で管理は丸投げ、なぜ指定管理なんですか。町が直接契約すべきだと思いますが、私の考え、これ間違っていますか。町長どうですか、お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答させていただきます。

それぞれいろんな考え方があるかと思いますが、アツマーレの指定管理につきましては、誤解なきようお願いしたいんですが、グラウンドだけを指定管理に出したわけではなくて、のり面の管理とかバーベキュー場の管理とか、そういった敷地、建物部分を除く敷地全般の管理ということで指定管理につきまして公募を行いまして、そして公募された会社について審査が行われて、そして指定管理について個別の議案として議会に上程されまして、そして賛成多数で5年間の指定管理が議決されたという経緯がございます。このようなことから、町としましては議決に従いまして5年間の指定管理を開発公社にやっていたとということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） バーベキュー場とかほかののり面の管理とか、のり面の管理といえば、当然あそこはイノシシなんかも出るでしょうから、のり面。結構イノシシで荒らされたりするでしょうから、当然その周り、のり面が荒らされないように電柵を張ったり、それから草刈りをしたり、そういうことをされているとは思いますが、だったら刈った芝の処理も、これも当然開発公社すべきなんじゃないですかね。これは町の職員がやっているという話も聞いていますけれども、何かあっちゃこっちゃでちょっと分からない、言っていることが。

当時、なぜ1社随契なのか聞きましたところ、芝の専門家がいる会社とか、でもその契約時、産みの親である芝の専門家のF氏はその会社に在籍していなかったと。そして「子供と一緒に産みの親がその芝を管理するのが一番いいんだ」と町長言われていますけれども、訳の分からないことを言われているようですけれども、今度はある程度芝も成長し、

大きくなったら、子供と一緒に、社会に出して他人の飯を食わせてなどということをやりますか。ですから開発公社は2年から3年すると別の業者にお願いする、そういうふうになるのかなというふうに思っているんですけども。どうですか、ずっと産みの親でいくんですか、課長どうですか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員のご質問にお答えさせていただきます。

芝の管理ということでございますが、先ほども条件としてありましたが、過去5年以内にJリーグが練習場として利用する天然芝の実績がある団体であることということで、先ほど特定個人の技術者がいないと駄目なのかというような内容かと思っておりますけれども、そのようなことは町のほうでもこの基本協定書の中には入ってございません。駄目だという決まりはございません。よろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 町長は当時、産みの親がその芝管理するのが一番いいんだと言われておりますけれども、担当課長とはちょっと意見というか、考えが違うようなんですけれども。

町長どうですか、これ、ずっと産みの親でいくんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

何か誤解があるようでして、今回開発公社が今指定管理5年間の契約となっておりますが、そのときに一般公募を行っております、その指定管理者の条件として、過去5年以内にJリーグ、プロサッカーチームが練習場として利用する天然芝のグラウンドの管理実績が1年以上あり、技術者を週に2日以上配置するというような管理をしなさいというふうに仕様書で言っているわけです。指定管理者募集要項にですね、このように言っているわけです。

それは直接その指定管理を受ける団体の従業員であっても下請であってもいいんですが、少なくとも芝生の管理をする者はこういった実務経験がある者を配置してくださいというふうに言っておりますので、それは今までやってきた人でもいいですし、ほかの団体が指定管理者として名のりを上げて、同じような実務経験がある人を配置してもいいわけでありますから、それは課長の答弁もそういう趣旨だと思うんですが、そういうことであります。ですので、現状としては今までの方が、実務経験がある方がそのままやっつけちゃいますが、ほかにもそういう技術者さんがいてきちんとした管理ができる技術者さんが

いらっしゃるのであればその方にやっていただくのも妨げるような契約にはなっておりません。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 前とは大分ニュアンスが違ってきたなというふうに思うんですけども、今後ちょっと注視していきたいと思います。

指定管理について、町の責任でございますけれども、これは答弁は結構です。担当課は指定管理に出したら後は分からないでは済まない。指定管理に出したら町の責任はない、そうは思わないでください。勘違いしないで、埼玉県のふじみ野市で、プールで子供が吸水口に吸い込まれたという事件ありましたよね。こういった死亡事故、皆さんも記憶にあると思うんですけども、あの事故で市の担当課長と担当の係長は刑事責任を追及されて、これ有罪判決を受けて職を失っております。そういったこともあるのでね、この指定管理、そもそも指定管理者制度は行政の業務を業者に契約するのではなくて、行政処分的一种で業者選定をして代行をさせていると、担当課はよくその中身を掌握して、まずいことはまずいと注意・指導を徹底するようにお願いをしたいと思います。ですから当然、監査においても必要があれば応じなければならないというふうに思っております。

最後になりますけれども、現在のアツマーレについて、2つほど要望をいたしたいと思います。

第1点目は、現在開発公社がホーリーホックからの使用料800万円を徴収して開発公社のほうに入れております。これはさきにも藤咲議員からも決算審査のほうで指摘がありましたけれども、そもそも使用料は町の歳入となるものでありますから、こういったことはやめていただきたいと。総計予算主義にもあるように、全ての収入及び支出は相殺することなく予算計上をしなければならないというのが原則です。ですから、あれが入ってくるからこれぐらいでいいよね、など熊さん八ちゃんの話じゃないんだから、これはもらうものはもらう、払うものは払うと、ちゃんとやっていただきたいなというふうに思います。

第2点目は、刈り取った芝は町の物として職員が処理をしているということですが、これも指定管理の業務の中身に入れていただきたいというふうに思いますけれども、この2点について、担当課長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員のご質問にお答えさせていただきます。

すみません、先ほど答弁はいいとおっしゃられた町の責任なんですけど、これにつきましては現在もその仕様書等にのっとりまして、月1回町の担当者、開発公社、また芝管理をする業者、それと水戸ホーリーホックのほうで工程会議を行っておりますので、その中で

町のほうもしっかりと管理のほうは行っていきたいと思います。

それで、2つの要望ということでございますが、ホーリーホックの800万円の収支の件でございます。これにつきましては、前回藤咲議員のときの質問で答弁した内容のとおりなんですが、自治法上では指定管理のほうで使用料として収受させることができるということで記載がございまして、逐条のほうでもその条例の逐条解説のほうでも指定管理者の収入として収受されたものについては地方公共団体の収入として予算や決算に計上することはないことというふうになってございます。そのようなことで、適法な処置として我々のほうでも理解はしてございますが、8日に開かれました決算特別委員会のほうでも同じようなことでご指摘等いただいておりますので、これにつきましては改正しますと債務負担行為の増額ですとか基本協定書の変更ですとか、いろいろな事務手続も入ってきますので、その辺のところは真摯に受け止めまして、事務方のほうでもう少し詰めさせていただきたいというふうに考えます。

それと、刈った芝の処分ということでございます。これにつきましても以前からいろいろご指摘をいただいていることは承知をしております。芝のほうも一般町民のほうに無償譲渡というようなことで、ちょっと実例を申し上げますと、令和元年度につきましては無償譲渡で町内の方が持って行っていただきましたので、芝が1.6トン、昨年度はコロナの影響もあったのかなと思いますけれども、そのリサイクルがなかったということで約4トンというようなことでかなり開きがございまして、そういうこともございまして、町のほうとしましても今後少しでも持ち出しが少ないようにその辺の周知は努力していきまして、その運搬等につきましてもこのように量の開きとかいろいろございますので、その辺につきましてももう一度よく協議をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 分かりました。

できるだけ事務のほうももらうものはもらうというような、誰が見ても分かりやすいような、相殺するとその中身は分からなくなってしまう部分があるんです、数字になかなか出てこなくて。ですから、誰が見ても分かるような方法でやっていただきたいなというふうに思います。

それでは2番目のアツマーレ管理については終わりますけれども、次に地域振興券につきましてお伺いをいたします。

この地域振興券、元気アップ振興券ですね。この振興券は、コロナ対策で国から地方創生臨時交付金、それと県からの活力向上云々という応援事業補助金というものを活用して、地域の消費を喚起、使用を創出するということの目的に交付されているわけでございますけれども、既に第1弾と第2弾、昨年度行われております。第3弾は先月8月31日で終了

しておりますけれども、これの今までの事業の効果というものは確認をされているのかどうか、それから利用状況等は資料をいただいておりますので、これはちょっと長くなるので答弁結構です、ちょっと時間もないので。特定の事業者への利益誘導とかこういったものにはなっていないのか、以上2点お伺いします。担当課長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域振興券の事業の効果ということにつきましては、この事業、商工会のほうに委託をしている事業でございまして、商工会のほうから実績報告ということで書類のほうを提出されてございます。その中で、事業報告について記載させる部分がございます、その中では、城里町商工会から「この1年間の振興券がなければ町外で消費されたと考えられる町外流出抑止額を含めた消費喚起額は相当な額であり、町内での消費は拡大され、町内の事業者への復興支援に効果はあったというふうに考えられます」というようなことでご報告をいただいておりますので、このようなことで我々が個人個人にはお聞きはしてございませんけれども、商工会として全体的な効果ということでこのような報告をいただいております。

それと、特定の事業者への利益誘導にはなっていないかというようなご質問でございます。振興券の取扱店舗につきましては、事業開始前に商工会において商工会の会員だけでなく、町内広く募集をしてございます。説明会も開催しまして、約130の事業所が登録されてございます。

第2弾につきましては、県で実施してございます「いばらきアマビエちゃん」への登録を取扱店舗の条件としまして、商工会では県への登録の支援を行うなど、取扱店舗の確保に努めてきたところでございます。

振興券の利用実績でございますけれども、商工会から報告があった中小店舗における業種別の利用状況等によりますと、第1弾、第2弾ともに、第3弾につきましては事業がまだ換金のほうで終了してございませんけれども、小売店での利用が約7割、食料品に利用された割合が一番高く、続いて衣料品、コンビニということになってございます。大型店舗共通につきましては、大型店舗だけでなくその券が中小店舗においても利用されており、極端な隔たりはないと、そういう隔たりがないということで認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ちょっとぼんやりで分からないんですけれども。

事業効果があったかということで、これ何か1つでもいいので、こういう効果ありましたよというのを確認したほうがいいと思いますよ。それで、中小店舗は132あるということで、月々の売上げ、こういったものの比較なんかどうなのか。これはやった月でもいいのでそういったものも、事業者への聞き取りアンケートなんかもできるんじゃないかなというふうに思うんですけどもね。「何かこういうお話ですよ」というような、何もないと、「こうだったんじゃないかな」ではちょっと分からないよね。

それと振興券の使用済券、戻り分、未使用券の管理、これはちゃんとされていると思いますのであえて質問しませんけれども、会計検査等もございますので、これはしっかりと使わないやつは穴を開けてしまうとかね、今では使えないでしょうけれども、そういった何か処理をしていただきたいと。

それと町民一律ではなくて、ひとり親世帯などは手厚い事業を行っていただきたい。もう一律に配ってしまえばいいというようなことではなくて、何かそういう考えがないんですかね、これ。これは要望でございますので、ぜひお願いをしたいというふうに思いますけれども。

この事業は、国とか県から補助金とはいえ大事な血税を使った事業でございまして、事業の効果、それから成果、こういったものの検証は広報誌などにもぜひ載せていただきたいなというふうには思いますよ。何をもちょうこの事業が成功したのか分からないじゃないですか。口先だけでも成功したという、効果があったと言うのは簡単ですけども、町民は何となく肌で感じていると思いますよ。

広報誌といえば、昨年12月の頃から町長コラムに載っていますけれども、町長、町長コラムに載せていますね。今年2月に、「地方税について」ということで、この中で城里町は人口1人当たりでは約20万円の交付税を頂いていると。「水戸市、茨城、大洗、1人当たり5万から9万円なのに対し、かなり大きいことが分かります。城里町はそれだけ国から手厚い支援を受けているということです。ちなみに大子町は約22万円となっており、人口の少ない山間地ほど手厚く交付される仕組みとなっております」と。

この地方交付税は地公体間の財源の不均衡を調整して、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが、でごひごもないある程度の一定のサービスは受けられるように財源を保障するために、地公体の財源状況を考慮して国から配分されるもの。標準的な行政を実施するために必要な一般財源に地方税の収入等が不足する場合に、その不足分に応じて交付されるものであって、これ言っていること違うんじゃないですか。私のように大した学校も出ていませんから、ちょっと勉強すれば、でも分かりますよ、これぐらいは。町長は分かっているこのようなコラムを広報誌に載せている。町民をばかにしているんじゃないですか。間違ったことを町民に植え付けるのはやめていただきたい。ミスリードしないでくださいよ。答弁は結構ですけども、職員もちゃんとチェックしてください、こういったコラムを。お願いします。

以上で地域振興券については終わりますけれども、最後の時間ありませんので、議決事項に入ります。

昨年7月21日、茨城新聞に石岡で事故和解事務を怠ると、職員25名が処分発表という記事が出ていました。当町では過去5年そういう案件はないんですかねという質問をする予定だったけれども、今回議案で20数件の同じような案件が出されました。出されましたね、町長。これは地方自治法第96条第1項1号から15号までありますけれども、12号と13号と規定により議会の議決を経る必要があるため、今回の提出となったと理解しております。今回の件について深く追求するつもりはないですけれども、再発防止に向けた考え方、対策、どのようにするのか総務課長にお伺いしたい。また、事故発生時の議会への報告並びに議決までの流れはどのようにするのか、この2点についてお伺いします、総務課長。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質問にお答え申し上げます。

議会の議決事項についてのご質疑でございます。一般論としまして、議決事件とはということでございますが、地方議会の議決すべき事項につきましては、地方自治法第96条第1項に規定されているほか、同条第2項におきまして条例で議決事件を追加することができることとされており、本町でも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例が制定されているところでございます。

今回の追認案件の件でございますが、再発防止についてはどうなのかということでございます。本定例会に上程させていただきました案件につきましては、その事務処理に当たりまして関係法令等の認識を欠いていたことが原因であり、職員の意識強化を図るとともに、担当部署だけではなく損害賠償保険を所管する部署におきましても議案の提出の有無について厳しくチェックを行うなどの方策を講じ、今後の再発防止に努めてまいりたいと考えてございます。

また、今後の事故発生時の議会の報告及び議決までの事務手続、流れということでございますが、こちらにつきましては議会への報告についてであります。こちらについては物損事故等軽微なものにつきましては示談手続に入った時点ということで、基本、定例会への次期をもって報告することとさせていただきたいと存じます。ただし、人身事故を伴う重要な案件につきましては、速やかに事故の内容を議会のほうへ報告のほうを行ってまいりたいと考えてございます。

報告の方法につきましては、今後検討させていただき、所定の手続を取らせていただきたいと思います。

なお、今後公用車を運行する際には安全運転の励行を徹底するとともに、自家用車の運行につきましても同様に、安全運転の順守の指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

かなり後で、後から分かったというようなことがないようにお願いをしたいと思います。今現在のところは追加日程を出すような問題はないと考えてよろしいですかね。町民や業者とのトラブル、訴訟問題、こういったものはないのか。

よく他の市町村などで、道路とか土地の問題とか、あと課税の誤りとかそれから土地の評価、土地の評価が太陽光最近進んでいますので、ですから評価額が変わったりしていますから、ですからいろんな問題が出てきます。こういった問題はどこにでもありますけれども、今日、課長、局長出ていますので、もしこういった問題が今現在出ているというようなものがありましたら手を挙げていただきたい。もし賠償や補償がなければ、補償をしなければならぬということになれば、当然補正予算も組まなくてはならない。ありますか。あったら手を挙げてください、なければ結構。

それでは私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） 以上で2番加藤木 直君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第7号、10番阿久津則男君の発言を一問一答方式により許可いたします。

10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 10番阿久津則男でございます。通告により一問一答方式にて質問をいたします。時間がないので早速質問に入らせていただきます。

まず、砂防堰堤（ダム）についてお伺いをいたします。

近年の自然災害は、台風をはじめ線状降水帯などで甚大な被害が出ております。50年に一度などとは言っていただけません。災害は繰り返されると言われております。テレビなどで山から土砂、流木が根っこごと流れる映像を見ると、我が町も人ごとではないなど、災害対策は真剣に考えなければならぬと思っております。

そこで、町内には砂防堰堤（ダム）は何か所あるのか、また点検は行っているのかをお伺いいたします。また、今後砂防堰堤（ダム）の計画はあるのかどうかをお伺いいたします。よろしくどうぞ。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答をさせていただきます。

城里町内には現在22か所のダムがあります。内訳としては、茨城県施工の砂防ダムが6か所、点検については今年度実施中ではありますが、今のところ異常の報告はないと伺って

おります。

次に、茨城県森林管理署施工の治山ダムが16か所あり、直近で点検を実施したところ緊急対応が必要な箇所はないというふうに伺っております。

今後砂防ダムの計画は、ということについてであります、現在のところ茨城県及び茨城県森林管理署とも新規の計画はないとのことでございます。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 砂防ダム、堰堤ですね、ダムは22か所、内容的には県のほうが6か所のダムですね。元の営林署と言うんですか、これが治山ダムとして16か所、その点検した結果は異常ないということでもあります。

私は、素人というか山のことはあまり分からなかったんで、治山ダムというのは町が管理しているのかなと思っておりました。そうしましたところ、これは前と言う営林署が管理しているということで、実際には町は関係ないということなんでしょう。ただ、山を持っている人は町民でございますので、町民の皆さん方から何とかしてほしいという要望があれば、それは町として県あるいは国のほうには要望するんだと思います。

そこで、治山ダムは造ると大体はダムのいっぱいまで砂利がたまってしまうと、私はその砂利はユンボか何かで撤去するのかなと思っておりました。しかし、治山ダムの役目というのはその砂利がたまるのがもう役目なんだということで、あとはもう水とか木が流れるだけなんです。そうなりますと、やはり今そういう状態ですから、大体の治山ダムは。そうするとテレビなどで見ているように大雨が降ったときには本当に流木が流れ出すということで、近年のこの自然災害を考えれば、ダムとは言わないんですがアーバンガード工法というのがあるんですね。要は鉄柱を二、三本立ててそこにワイヤーのロープなどをかけて、そして大きな土砂を防いだり流木を防ぐと、そういう方法が、これが工期が短くて安価でできるということで、最近はその方法が全国的に取られているというのを聞きました。

町はノータッチというわけにはいかないと思いますので、災害が起きる前にそういったアーバンガード工法などを元の営林署、あるいは県のほうに私は要望するべきだと思っているんですが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き回答させていただきます。

大変勉強になるご指摘をいただきました。そういった工法もあるということで、どの辺りに必要なのか、地元からの要望も含めて丁寧にお伺いしまして、町として必要とあれば要望書を茨城県及び営林署、国になります、国のほうに提出していきたいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 要するに場所というのは、大体砂防ダムがもう砂利いっぱいですから、あとは流れてくるのは流木とか土砂ですから、その治山ダムですか、要は砂防ダムですね、砂防ダムの下側に大体つけるようにはなると思います。また、検討することなので、ぜひともそういった対策もやっていただきたいと思います。

また、それよりも安いといえますか、戦後75年たって最近杉、ヒノキが各地で伐採されております。ただ、山にはその切株がかなり残っていたりして、大雨が降ると一気に流れてくるということが塩子のほうでもありました。そういうのに対して、アーバンガード工法よりもお金のかからない、要は布団籠ですね、昔で言う蛇籠、この布団籠の中に割石を入れて積み上げていく方法も考えられると思います。

塩子では二、三年前に佛國寺、お寺の脇がかなりの土砂崩れで大変だったんですが、それも現在はきれいになりました。上のほうを見るとやはり布団籠がかなり並べてありました。そういった対応も、起こる前にできればしてほしい。3,000メートル級の山でも登山道がかなり崩れて、最近の大雨でですね。そういった布団籠ももう100個以上重なっている現場も私は見ております。見た目はちょっと悪いんですが、一、二年たちますともう草が生えて花が咲くと、また自然に戻るといことでありますので、それも、あと、またこの近辺では目立つところでは笠間のやすらぎの森斎場の1キロくらい手前の右側の田んぼの上ですね、ここにやはり布団籠がかなり重なっております。ああいうふうに、かさ増しのように災害が起きる前にああいう布団籠を並べて対応すると、あそこを通るたび私は感心しておりました。

そういったことを城里町でも当然私はやるべきだと思うんですが、この布団籠の利用ですね、これに対して町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

現在の町管理の小さな河川や水路等の護岸、道路のり尻等に布団籠を活用して、補強等を行っております。区長さん等からの要望があれば、積極的に布団籠等も設置して崩落等を防いでいきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） この布団籠は私の家の前の河川にもやってありまして、もう30年以上たちますけれども何でもありません。ですから私は、コンクリートブロックでやるばかりが能ではないと思っております。ごみはそこで止まりますし水は流れるということで、ぜひこの布団籠の利用、要望して次の質問に移ります。

次の質問ですが、山林整備についてということで、町長は森林経営管理制度を活用していくと、12月の定例会で述べております。今定例会でも林業振興費で現地調査費委託313万5,000円が計上されておりますが、どのように進めていくのかをお伺いしたいと思います。

また、町内の森林で対象になる面積はどのくらいあるのかをお伺いしたいと思います。

2つ目といたしまして、里山再生についてであります。山がかなり荒れております。自然保護だけでは里山の再生は実現できません。私は活用しないと駄目だと思っております。そこで、里山再生の考えを町長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 山林整備についてのご質問をいただきました。まず1つ目の森林管理制度について答弁をさせていただきます。

令和元年度から税制改正に伴い、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税が創設され、市町村に譲与されております。譲与税の金額としましては、令和3年375万9,000円、令和4年3月に375万9,000円等というふうになっております。

森林環境譲与税の用途は法令で定められており、市町村が行う森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、その他の促進に関する費用に充てることとなっております。

昨年度森林所有者への森林管理制度に係る意向調査として、アンケート調査を実施しました。それによって今後自分で経営していきたいのか、それとも町に委ねたいのか、それぞれの山を持っていらっしゃる方の考え方を把握したところであります。これを基に、今年度は調査区域の樹種や面積確認など、現地調査の実施を行います。それによって森林管理計画の素案を作成し、ここはいい木が生えているからこれぐらいの期間に伐採して木材として出荷ができるんじゃないとか、この山は自然林として商業活動、林業活動はできないのではないとか、そういった計画を立てると、そのための現地調査を今回行おうとしているということでもあります。

今後も森林環境譲与税につきましては使い道が決められておりますので、その定められた用途に従って計画的に使用し、森林管理制度を進めてまいりたいと考えています。

2つ目の質問として、森林対象面積ございましたが、5,843.56ヘクタールになります。

2つ目に、里山再生に関するご質問をいただきました。平成20年度から城里町においては森林湖沼環境税を活用した身近なみどり整備推進事業が茨城県において実施されております。この制度を利用しまして、平成22年度より平地林や里山林の間伐などの森林整備を実施してまいりました。今後につきましては、森林環境譲与税が創設されたことから、身近なみどり整備推進事業が終了しますが、譲与税を財源とした里山整備についても今後努

めてまいりたいと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 対象になる面積が5,840ヘクタールぐらいですね。里山に対しては間伐などをやっていくということ。

この森林経営管理制度は2019年にスタートしたんでしょうけれども、町としては意向調査を行って、実際には今年度からなのかなと思っているところでございます。そこで、この経営管理制度、町の担当職員、これは専門職でやっていくのか、あるいは兼務職でやっていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、林業経営に適している森林は林業経営者に委託するというので、これは分かるんですが、林業経営に適さない森林は市町村で管理するというので、町のほうで委託を受けるわけですが、町に委託する場合、地主はこの委託料などを払うのかどうかですね。また、委託年数は決まっているのかをお伺いしたいと思います。

また、この制度はまだまだ知れわたっていないと思います。意向調査を行ったんでしょうけれども、その方法などもちょっと気になるところがございます。座談会などの方法で説明しているのか、それとも個別に説明しているのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

とりあえず、それをお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 10番阿久津議員のご質問にお答えいたします。

この管理制度につきまして、専門職あるいは兼務職となる予定かというようなことがございますけれども、ご存じのようにまだ始まったばかりの制度でございます。町としましても本来専門職等の雇用といいますか、採用ができればいいんですが、こちらについては検討課題とさせていただきたいと存じます。

林業経営に関する委託でございます。適さない場合ですとこちら町に委託の権利の設定をするのでございますけれども、実際のところ地主は委託料は発生しません。森林環境譲与税の中で維持管理をしていくという制度でございます。請け負える件数等についても特に定めはございませんので、町が直営が難しいときには委託するような方向になるかと思いますが、そういう中で件数のほうは確定していきたいと存じます。

意向調査を実施した経緯は、アンケート調査でございました。大字塩子地内、こちらを令和2年度に実施したわけがございますけれども、今後現地調査とかほかの地区の意向調査を経まして、現地調査をする場合同じアンケート調査になるかとは思いますが、委託等の意向を確認するような場合には区での座談会とか、直接意向を伺えるような方策も検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 町の職員は要は兼務職という、専門職じゃなくてね。この辺はまたこれ後で言いたいと思いますが、地主は委託料を払わなくて済むということで、あとの意向調査ですね、アンケートということではありますが、地主に対してアンケートですよね。地主もいきなりこういうのが来て、文書だけでは分からない人もいると思うんですよ。ですから、やっぱり集まったところでいろんな人の意見を聞きながら覚えるのもあると思うので、やっぱり座談会といいますか、そういったなかなか集める方法でもなかなか集まらないような状況だとは思いますが、ただやっぱり集めて説明するのが一番いいと思います。集まる時間帯なども夜なら夜連絡すれば集まるのではないかなと思っておりまので、ぜひとも皆さんが集まったところでの説明が、進めてほしいなと思います。

町で管理する場合も、最終的には森林組合などの業者に委託するというようなことなんでしょうかね、先ほどの説明だと。私は、最初は町で委託を受けた場合には町である程度委託業者を探してやるのかなと、委託業者というか請負の人を探してやるのかなと思ったものですから、雇用が生まれるのかなと思ったわけですが、どちらにしても森林組合に渡したとしても、森林組合としては当然臨時の従業員などは雇わないと、苗木の植え付けとか下刈りとか間伐の仕事があるんでしょうから。地元の雇用が増えるということになれば、またそれはそれでいいことなのかなとと思っているところでございます。

地主は林業に適さない森林を町に委託した場合、何のメリットがあるのかということなのですが、赤字になるようなデメリットはないのかどうかをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 引き続きお答えいたします。

森林組合等に委託の可能性もというお話でございます。こちらにつきましては、県が公表している経営事業者がございまして、そちらから町が委託契約を結ぶというようなことになるかと存じます。

下刈り、間伐等での地元の雇用のお話もいただきました。雇用につきましては、町が直営で行って人材活用とか育成の部分で譲与税を使えば一番いいことではございますけれども、県外の先進事例を見ますと雇用促進のための奨励金とか林業事業者が町内の雇用者を迎えた場合の一定期間の助成金とか、こういったものに活用している事例もございまして、町としましても前向きに検討していきたいと考えております。

経営に適さない森林というようなことの管理のメリットというようなお話をいただいたところですが、このご質問に関しましては、自治体が介在することによりまして地主さん

の負担が発生しない、その中で長期的に森林の管理をできるというのがメリットかと考えます。これに伴いまして、山の水源の涵養とか災害の防止とか、こういった地域の安全につながるというのが最終的なメリットかと考えております。

デメリットとしては特に譲与税を活用してできるということですので、今のところ把握はしていない状況でございます。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） デメリットがないんでありますから、本当に山を持っている人には説明をして、ぜひとも早めに仕事を進めてほしいと願うばかりでございます。

昔のように木を切って使ってまた植えるという森林を循環、利用する時代が来るようにしなければならないと思っております。町の70%近くが山林でございます。これを生かす考えは絶対に必要だと思っておりますので、町が先頭になって山林を整備して自然災害を防いで、また里山を資源として利用する努力をしなければならないと思っておりますが、森林の手入れ不足は、もうこれ誰もが認めるところでございます。森林の所有者不明もかなり多くあると言われております。山の整備はこの森林経営管理制度が始まったことで山の荒廃を防ぎ、最終的には自然災害を防ぐことになるので、私は本当によい制度だと思っております。

ただ、この事業計画を見ますと、七会地区から始まるわけでございますが、城里全体を単純に計算しますと15年以上かかってしまうような感じなんです。ですから、先ほど兼務職でやるということではありますが、私はもう専門職を配置してもっと早いペースで事業を進めてほしいと思っておるんですが、途中からでもいいんですけれども計画見直しができないかどうか、町長にお伺いしたいと思っております。それ、ちょっとお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答をさせていただきます。

確かにスピードアップをしていくためにはちょっと職員を増やさないといかんとも難しいところはございます。今まで城里町として林業政策というのが正直言ってほとんど、ここ数年、合併以来、例えば林道の整備も1か所もやっていないですし、林業政策というのが手薄になっております。担当者も兼務で農業分野のほかの仕事と兼務で仕事をしている状態ですので、なかなかこういった森林林業政策のために時間が割けないという実情がありますので、もしこれをスピードアップしてやるのであれば、人員をさらに役場の職員の数を増やしていかないと難しいのかなという状態ではありますので、今後全体的な人員計画、あるいは予算が絡むことですので、よくどうすればスピードアップできるか人員を雇うことも含めて、よく考えていきたいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 確かに先ほども環境税というのがございました。この環境税に頼って立ち上げた制度ですから、その補助金関係がなければ当然進まないんだと思います。そうであればやはり、もちろん我々もそうなんです、県を通して国のほうへ要望して、城里町は本当に、大子もそうでしょうけれども70%近くが森林ですから、そういったのはやっぱり山を利用しないのは損だと思うんですね、やっぱり。70%の山があるわけですからこれを利用する、そちらのほうにこれからは力を入れるべきだと私は思っております。

広葉樹林や竹林、竹林の間伐も本当に大事だと思います。光が入り、緑が生えて土砂流出を防ぐわけがございます。里山再生、あるいはこの森づくりをしている団体、あるいはやろうとしている団体、これらの団体にも交付金みたいなのは与えることができるのかどうか、もしあれならば町がそういった情報は当然流したほうが良いと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 引き続きお答えさせていただきます。

制度自体も含めてこのような制度、町の取組姿勢等についても公表できるように、広報誌やホームページ等になるかと存じますが、そういった中で周知徹底を図って、広くお伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 本当に、先ほどからもいろいろ議会の議案にも出ていますが、道路の脇の立木が倒れ車に傷をつけたという問題も起きております。個人ではなかなか山林の整備ができない現状でございます。この森林経営管理制度ですか、本当によい制度だと思いますので、早く専門職をつけて私は事業を進めてほしいと要望し、最後の質問に移ります。

町の花、山ゆりについてであります、町の木はスダジイであります。樹齢400年と言われております。最近枝ぶりが若干悪いような気もしますが、もし異常があればすぐに対応するものと思っております。町の鳥はウグイス、毎年春になりますとホーホケキョと、姿は見えませんが鳴き声があちらこちらで聞こえていますので、安心しているところでございます。

ここで、町の花でございますが、この山ゆりでございますが、私7月下旬に七会町民センターに行ったときに日陰の土手に10本くらい見事に咲いておりました。珍しいと思い、

数分眺めていたわけですが、その帰り道、七会、そして常北、桂地区を巡回してみました。道路から見えるところでは山ゆりがほとんど見るができなかった、全然なかったわけではございませんが。これも山の荒廃、イノシシ、さらには人間の手によって減少したものと思われまます。

そこで、町の花山ゆりがかなり減少しているけれども、町として保護する考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは引き続き質問に回答させていただきます。

町の花である山ゆりは、町内の山野に多く自生していて、初夏に咲き誇る姿は清楚で可憐です。清らかなイメージは新生城里町にふさわしい花です、という理由で選定をされました。

以前は町内の山野できれいに咲き誇っていた山ゆりも、イノシシなどによる食害が主な原因と考えますが、次第にその数が減っている印象は感じております。

山ゆり保護への考えはというご質問につきましては、山ゆりは町の花でありますし、私としても保護ができればと考えております。しかしながら、イノシシなどの食害から守り保護ができたとしても、群生地ができると残念なことに人が取っていつてしまうということも考えられ、野生植物である山ゆりを保護していくことには大きな課題があると考えております。まずはホロルの湯やキャンプ場、公園など公共施設の敷地に植えて管理するといった方法が現実的ではないかと考えております。今後山ゆりを絶やささない方策を検討してまいります。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） そうですよ。私もこの山ゆりを自然で保護するというのは、やはりこの前の質問でも言いましたように、これだけ山が荒れていたんでは、もちろんイノシシも増えていきますし山ゆりを増やすというのはかなり厳しいんだと思います。そこで、私も保護する場合には町長も今おっしゃいましたように、公共施設の敷地で管理するというので、以前は我が家にも山ゆりをはじめ、テッポウユリとかたくさんございました。しかし、我が家だけでなく隣接する家どこでもそのイノシシに掘られ食べられてしまったというような状況でございます。

今、公共施設などで管理するというのでありますが、どのような方法で保護を考えているのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 10番阿久津議員のご質問にお答えをさせていただきます。

きます。

どのような形で保護していくのかというお話でございました。私もこの質問を受けましてからインターネット等々で調べてみました。そうしたところ、八王子市の政策事例として、「『ヤマユリの里』復活に向けて」ということで、やはり八王子市も山ゆりが市の花になっているようでございまして、「八王子市やまゆり咲かせ隊」というところで4年間の取組事例が発表されているということもございまして、そのようなことでボランティア団体等があればそのような方も活用したいというふうに考えてございますけれども、当座は今町長のほうからも答弁がありましたように、市の施設または町内いろんなところで自治会や子ども会さん等が花壇等も管理していると思います。そのようなところで少しでも実施していければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） そうですね、ボランティアを利用するというようなことで。

私もインターネットを見ました。そうしますと、やはりこの山ゆりを町とか市の花にしている市町村というのは結構あるんですね。それでもう10年ほど前から取り組んでいる市町村も当然あります。

私はこの城里町、今からでもこれは当然やるべきだと思っております。まずは山の荒廃をやるのが先というか、先ほども質問しましたが、それと同時にこれ、個人的にはホロルの湯といいますか、あとふれあいの里とか、七会町民センターなんかも本当に場所的には適しているのです。そういうところ、あるいは今度立ち上がる道の駅かつらですか、そういうところも、適した土壌があればぜひともゆりを植えていただきたい。

ゆりは種から育てると花が咲くまで5年かかるということでございます。そういう点、球根から植えると言いましたか、球根は入っていないのでしたっけ。球根を植えるということは言ったんですかね、さっき。言っていないね。じゃ、ぜひともその方法なんです。種からだとは本当に5年かかるというんです。ですから球根でもいいんですが、町として先ほどボランティアという話もありましたが、いろんな団体、例えば山ゆりを育てる会とか、植える会とかね、守る会とか、そういったのがあればですよ、そういった町民に対して10人や15人の団体ですね、小さい団体に依頼して育成事業として今言ったような山ゆりを育てる会みたいなのがあればですよ、つくればそういうところに任せる考えがあるのかどうかですね。もちろん年間10万くらいは出さなくてはならないのかなと私は個人的には思っていますけれども、そういった考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き10番阿久津議員のご質問にお答えをさせ

ていただきます。

そうなんです、議員おっしゃるように、やはりいろいろと育てるに当たっては問題があるように思います。球根のほうもある程度の量を買えるという場所は今回のご質問を受けまして調査をさせていただきました。ですが、やはり球根を植えるとほかからの種でございまして、生態系の問題等も出てくるというようなこともネット等では書かれてございまして、差し当たっては時間を見て、この先進事例であります八王子市の八王子やまゆり咲かせ隊というところで、ここではやはり生態系のおそれもあるので種から育てたというようなことが書かれておりましたので、その辺の事例をお聞きするとともに、ボランティアグループにどのような形で助成等を行っているか、その辺も調査をさせていただきます、ぜひとも町の山ゆりを絶やささない方法で、助成金等の資金も含めて事例等を参考に調査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 期待はしております。町の花ということでもありますので、毎年管理を続けていってほしいと思っております。いずれはそうやっていけば当然群生地になるんだと思います。先の長い話かもしれませんが。

笠間では菊ということ、菊まつりを毎年、去年はどうかわかりませんが、コロナ以外では毎年行っていたと、日立市では桜でさくらまつりをしているということ、そういうことを考えれば、城里町もいつかはこの山ゆりでイベントができるように願いたいと思います。要望をいたしまして一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で10番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩とし、午後1時から三村孝信君の一般質問から始めますので、よろしくお願いたします。

午前11時54分休憩

午後 0時58分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 昨日の河原井議員からのご質問で、使用料、アツマーレの無料開放をいつまでやるのかというようなご質問がございまして、それに対して答弁漏れのご指摘がありましたので回答させていただきます。

現在のところ、グラウンドゴルフの無料開放等につきましては、住民から好評だという

こともあり続けていきたいというふうに考えております。また、町内のその他のグラウンド、例えば、三角グラウンドとか常北地区のグラウンドもありますが、桂のグラウンドとか、そういったところにおきましても町内の老人団体や少年団が利用する場合は、減免等が行われて実際に無料となっているところがございますので、そういった町内のほかのグラウンドとの公平性の観点もこれから検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 午前中にペーパーのほうを財務課のほうから頂戴しまして、昨日私が質問した今年度、多額の繰越金が出ているようですと、繰越明許費など繰越事業と関係があるのか、繰越事業分の繰越金額と内訳が分かれば教えていただきたいというふうにお話ししてあるんですが、これ、ペーパーに入っているのでしょうか。

それで、話をちょっと続けますが、いずれにしても町の金庫番の役割、責任といわゆる権限、権力と言ってもいいでしょう。財務課がお金を出す際に、こういった資料をもっと、一般質問の中である程度概略でもいいので話せるような組織であっていただきたい、財務課であっていただきたいというふうにまずは思います。

と同時に将来負担比率の問題で、単年度であくまでも見ていると。要は町長コラム等々でもあるんですが、将来負担比率の目安だけを短期的に単年度だけで証言しても、それは健全化であるというふうな証明にはならない。健全化をするためには、様々なこの資料もペーパーもあるんですけども、このペーパーの中に入っているものを分析してということです。

それで、依存財源として地方交付税が多いということになっていますので、そういったことも含めて財務課のほうでは分析をさらに強く、そして情報の提供はスピーディーに、そして町長コラム等々へのそういった情報提供についても、町長におもねることなく正確な情報と、町民に対しての情報提供の仕方をもっと少し模索していただければと思います。

いずれにしても、ちょっとご都合主義で町長コラム等々の将来負担比率もありましたので、そういう点について指摘をさせていただきたいがための質問であったということをもっとご理解いただきながら、こういったペーパーを出せるような準備を持っていただければというふうをお願いいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） では、この資料に関しては、後でまた説明を受けると。

○8番（河原井大介君） 足りないペーパーはありますか、財務課で。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 河原井議員のご質問にお答えいたします。

本日、昼休みの間に各議席のほうに、朝の冒頭のときにデータで提供いたしました資料について紙で印刷したものを用意させていただきました。この中で、繰越しに関するものということで、2の④の資料としてお示しをさせていただいているところでございます。

〔「もういいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 分かりました。

それでは、会議を再開いたします。

次に、通告第8号、7番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問の前に、先日ご逝去されました船橋前財務課長のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

続きまして、一般質問の前に、昨日の執行部の対応について一言申したいと思います。それは、午前中の菌部議員の一般質問において、新型コロナワクチンについて質問をしました。その中で菌部議員は、通告にはないけれども学校でのコロナに対しての対応はいかがですかということを、ことわりをおいて聞いていると思うんですよ。それに対して教育長は翌日に、私からの質問もあるけれどもということ、節度をもって答えたと思うんです。今度、午後の猿田議員の一般質問に対しては、執行部の上遠野町長と副町長は、通告にないから回答できないということなんですよ。

私が見ても、猿田議員の通告書は言ってみれば範疇が広いですよ。確かにそういう同情するとかそれはあるんだけど、これは普通、内閣で言ったら閣内不一致だよ。片方は答えていて、片方は拒否しているわけだから。こういうことが全員協議会でも見受けられたんですよ。こども福祉課長の答弁と財政の課長補佐の答弁が食い違っていたでしょう。そういうことをこの執行部は平気で放っておくのかということなんですよ。

だから、この後も私を含めあと3人一般質問するんだけど、やはりきちっとした、その場しのぎじゃない答弁をお願いしたいと、それは申し添えておきたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず最初、第1点であります。変異ウイルス、デルタ株の蔓延で感染拡大に歯止めがかからない状況だが、小・中学校での対応はどうですかというのが最初の質問なんですが、この質問書を提出したのが8月26日です。今から20日ぐらい前ですよ。その当時はかなりデルタ株による感染がひどかった。しかし、現在は感染者数はやや下火になっているという状況だと思います。その辺を踏まえましてお聞きしていきます。

まず1番目、12歳以上のワクチン接種状況については、菌部議員並びに加藤木議員から質問があり、執行部からの答弁で十分理解できましたので、これは割愛します。

続いて、第2番目の小・中学校での感染対策についてなんですが、これについては、小学校、中学校に限定してどういうことを行っているかということで聞いていきたいというふうに思います。ですから、これ町長、担当課長となっていたんですが、必要に応じては教育長からでも答弁はいただければそれで結構ですので、具体的にどういうことをやっているかということでお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） ただいま7番三村議員のご質問にお答えさせていただきます。

小・中学校での感染対策についてでございますが、まず、文部科学省からは衛生管理マニュアル、長いタイトルなんですが簡単に言うと「衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式」というものが21年の4月末に出されたところです。また、県からも市町村立学校等におけるということで「感染症対策ガイドライン」というものが作成されております。

また、議員がご指摘のように8月26日、あのあたりでまた緊急事態宣言に絡む県からのいろいろな休校要請とか、そういうことが急にございました。

そういうもので、まず各学校では、児童生徒本人や同居の家族に発熱やかぜのような症状などがある場合、登校を控えるよう保護者にも協力を呼びかけておるところです。それが、本当におかげさまで大変徹底しております。ちょっと家族ですとか濃厚接触者、あるいはそこに指定されていないご家族の方でも、必ずどの学校でも、小・中学校、必ず学校に連絡をくれるような体制ができております。そういうことですので、いろいろと体温を測りやすいようになっております。これも本当に保護者のご協力の賜物です。

また、学校保健特別対策事業というようなことで、小・中学校のほうには国からのそういう支給金というようなもので、学校で例えば空気清浄機ですとか、あるいは今回のリモートでやるモニターの大きな画面ですとか、もちろん消毒に関するものですとか、そういうものを十分に買ってもらって、それを毎日の教育活動の中で使用しておるところです。

本人や家族などがPCR検査を受けることになった場合には、速やかにこれまた学校に連絡をしていただいて、検査結果が出るまでは徹底して自宅待機をしていただいたりとか、そういうことでやっております。

その他、小・中学校に従事する職員、町の職員を含めてでございますが、ワクチン接種を希望した者についてはおおむね2回のワクチン接種が完了し、パーセンテージで言うと、もう9割以上接種が済んでおります。ただ、ワクチン接種を受けていない職員ですけれども、5名の方には9月の始業日前に抗原検査とかPCR検査を受けていただいて、全員が陰性であることを確認して子供たちを迎えました。9月の1、2、3と子供たち学校に登校させましたものですから、そういう体制で対応いたしました。

なお、町の新型コロナウイルスワクチン接種チームによりますと、中学生のワクチン接種希望者については2回目の接種がおおむね9月20日頃までに完了する見込みですという

こととございます。ただ、10代から20代が大変多い現状に、さらに緊張感を持って対応してまいりたい、そのように考えております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 学習については、大きな2番でお尋ねしたいと思いますので、この1番では、物理的な、ディスタンスとかそういった目に見える形での対策というものについてお尋ねしたいと思います。

今、教育長から答弁がありました。学校の教職員の9割以上が接種を2回終えている。今の答弁ですと、5名の方がこれはまだやっていないというんですが、この5名の方は、これはやっていないのか、それとも自らやりたくないという方なのか、ちょっとその辺答えられたら教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

自らの意思でやっていない職員もございます。また、育休中の方もございます。あと、基礎疾患、そういうことの心配でやりたくてもできない方、それらの方が合計で5名ということとございます。

○議長（関 誠一郎君） 教育長、申し訳ないんですけども、もう少しマイクに近づけて答弁してください。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 教職員とはいってもプライバシーもあるし、今、教育長がおっしゃったように病気やそういったこともあるでしょうから、これは強制はできないと思います。ただ、生徒を迎える側、また親、送り出す側としても、何かしらの安全であるという担保が欲しいというのは分かりますよね。そのためにその5名の方にはPCR検査とか何かをやってもらうというような形になるんですか。その辺、もうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 引き続きお答えいたします。

実質のところは抗原検査、ごめんなさい、PCRじゃない、受ける場合にはそれです。その抗原検査を事前に配布しまして、8月中に配布しまして、その結果をきちっと陰性というか、そういう結果でもって9月1日、2日、3日は出勤してもらっています。

あ、聞こえませんでしたか。

○議長（関 誠一郎君） もうちょっと近くでお願いします。

○教育長（高岡秀夫君） すみません。もう一度、言いますと、実際に受けていない職員には、抗原検査を8月中に銘々にお配りして、それでもって検査をして出勤していただいたと、そういうことでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 分かりました。

続いてですが、教職員は分かりました。そこで、小学生、中学生ですが、これ中学生の9月20日で2回接種を終える生徒が何パーセントでしたか。もう一度お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 引き続きお答えいたします。

82%でございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 当町は中学生の接種に関しては他市町村より早めに始めたと思うんですよ。若年層の感染者がかなり増えたという中で、非常に早い判断でよく対応できたのかなという気がするんです。82%が終わるんだというんですが、それでは残りの18%というのは、これも教職員のときと同じように、例えば受けたくないとか何かの事情があって接種できない、そういう方が含まれるのか答弁をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 7番三村議員のご質問に引き続きお答えいたします。

中学生でワクチン接種を希望していない者約18%につきましては、教育委員会といたしましてはワクチン接種自体を希望していないところまでしか把握をしておりませんので、どういった理由で希望しないかというところまでは把握していないのが実態でございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 分かりました。2割ぐらいの方は何らかの形で受けないということですよ。分かりました。

次に行きます。

今度、小学校です。小学校は12歳以上ということになると6年生が含まれるんだと思うんですが、これは誕生日を迎えた順に打っていくというようなことなんですが、この連絡というのはこれは健康保険課長のほうで出しているわけですか。ちょっとその辺をお願い

します。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

健康保険課のほうでは満12歳に到達した月の月末に、その月の12歳になった児童の分を送付するようにしております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 教育委員会からの文章だと父兄にとってはやはり強制力というか、教育長からの連絡というところ何か従わなきゃならないのかなというような感じを持つと思うんですけども、健康保険課からの知らせというのは、今後もそれでやっていただきたいなというふうに思います。小学校、中学校の教職員、それから生徒の接種状況はこれで理解できました。

続いて、3番目に、③にいきますが、例えば最終的な対応は県の保健所とかそういうところへ相談することになると思うんですが、実際には先ほど加藤木議員も質問されていましたが、そういった入院とか施設とかで隔離施設みたいなところへ行ければいいけれども、自宅で見なければならぬというケースがかなり多いと思うんですよ。こういったケースが起きた場合には、町とか教育委員会はどのように対応するのかというのをお尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

万が一、児童生徒が感染した場合には家庭での対応について、これについては……。

聞こえないですか。

○議長（関 誠一郎君） もうちょっと近くへ、大きい声で。

○教育長（高岡秀夫君） すみません。

そういう万が一、児童生徒が感染した場合においては、その場合の家庭での対応については、保健所の指示により自宅療養とか、療養施設、入院等の措置が取られることと思われれます。一例ですけれども、町内で感染した場合に、先ほど健康保険課長からもありましたと思いますが、県内ではそこまで逼迫していないので、一例で申し上げますと、何とか親と子供が一緒のホテルを探してくださって、そこで親子で療養期間を終えられたという例がございました。そういうことですので、現状としましては共働きの場合、保護者に休暇を取っていただいて、一定期間看護していただいて、保健所のほうでホテルですとか、軽症の場合ですけれども、そういう手はずを取っていただくことになるかと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

今、教育長が話されたケースは非常にうまくいったケースですよ。ところが、都市部等ではなかなかそういうホテルとか病院とか、施設へ入れないと。結局、自宅で見るということになって、子供から親も感染してしまったとか。家族が全部かかってしまったと、そういうニュースも聞くわけですよ。

私がここで言いたいのは、そういう場合、親も20日近くは仕事を休んだりしなきゃならないということになるわけですよ。これ、正社員、サラリーマン、それならいいけれども、例えばパートとか臨職だったならば、その分賃金は出なくなるじゃないですか。だから、町はそういう場合が出たときには、こういったヘルプがありますよというようなことを考えておいていただきたいんですよ。国や県やそういうところからそういうのがあれば町民にお知らせしていただきたいということを要望しておきます。

続いて、④に移ります。

各校に配布される、ここでちょっと紙の資料をご覧の方は、「抗体検査キット」となっているんですが、それは「抗原検査キット」です。こちらのタブレットのほうは直っていますので、一応訂正しておきます。

このキットについてお尋ねします。ここに、健康保険課長が持ってきてくれた抗体検査キットがあります。これは読んだら唾液、唾で検査をするんだそうです。これについて、どういうふうに使っていくのか、これどちらですか。教育委員会ですか。じゃ、教育委員会のほうからちょっと説明をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

抗原検査キットについてでございますが、8月末に文部科学省から小・中学校等へ向けた抗原検査キットの配布をする旨の通知がございました。城里町には60個のキットが9月中に配布される予定となっております。

この抗原検査キットにつきましては、原則、教職員が出勤後に体調不良となった場合などに使用し、感染拡大防止を図るものです。また、児童生徒が登校後に体調不良となった場合などには、速やかに帰宅していただき診療を受けていただくことになっておりますが、保護者の迎えが遅くなる場合など、早めに検査をする必要がある場合に限りまして、小学校4年生以上に限り、保護者に同意を得た上、抗原検査キットを使用することもできるということになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

これが抗原検査キットなんですが、今の説明だと主に教職員で、体調が悪くなったときに使うということなんですが、そこで質問をします。この検査をするのは誰がするんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

このキットの使用方法につきまして、今回の通知と併せて手引のほうが国のほうから送付されております。手引によりますと、医師の立会いが望ましいということではございますが、実際、学校現場等で使用する場合には学校医との連携を保ちながら、研修を受けた教職員が立会いの下、本人が検査をするという形になっております。

また、この研修につきましては、国のほうで出しておりますウェブを閲覧し研修をするという形になっているものです。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 分かりました。

そうすると、じゃ、これで体調悪い先生が検査をして、これで陽性となった場合というのは、どういうふうにするんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

簡易検査キットを使いまして陽性となった場合、保健所等に連絡をし、指示を受けることとなりますが、おおむねその段階で医療機関を受診していただいて、PCR検査等を受けることになるものと思われま。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 分かるんだけど、じゃ、この検査をする人というのは、接触者とか何かにならないのか。

ちょっと質問を変えます。例えば、この検査の方法ですけれども、これはあくまでも医療従事者とか研修を受けた教職員が立ち会うというのは見ているだけで、これは本人がやるわけですか。その辺をちょっとお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続きご質問にお答えいたします。

手引によりますと、学校関係に配布される検査キットにつきましては、鼻の粘膜を取る

ものになっているということですので、その粘膜を取ることを本人にやっていただくという形になっております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） これは学校もそれから教職員、それから生徒も初めてのことで、みんな手探りだというのは分かります。ただ、現場の先生方からは、これも自分たちでやらなきゃならないのかと。非常に負担が増えるんじゃないかという声が上がっていることも事実です。ですから、いろいろな問題が今後出てくるでしょうから、よく現場の声を聞いて対処してあげていただきたいと思います。

ちなみに、健康保険課長、これは学校用じゃないということですね。これは違いますね。ああ、そうですか。分かりました。これは簡易な抗原検査で、これは唾液を取るものらしいんですが、2,000円ぐらいですね、小売り、2,000円ぐらいで買えるものです。

この抗原検査については最後の質問にしますが、この信頼性というのはどのぐらいあるんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

検査結果の精度等につきましては、私どもでも詳細に分かってはおりませんが、国から配布されることとなる検査キットにつきましては、厚生労働大臣から薬事法上の承認を受けたものが各市町村に配られるということ聞いております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） これ以上、局長に聞くのは酷でしょうから聞きませんが、使うほうも半信半疑だと。最終的には異常があればPCRをやるということですよ。分かりました。ありがとうございました。

以上で、ウイルスの質問を終わりにします。

続いて2番目、オンライン授業についての質問に移ります。

これも8月26日の通告書ですから、この時点では、つくば市、守谷市では9月からオンライン授業を実施すると。が、本町ではどうですかというふうな聞き方をしているんですよ。ところが、この後、劇的に通達により学校の体制が変わってくるんですよ。その辺のところを、教育長からどのように変わって、9月1日から非常に慌ただしい日々を送られたと思うんですが、その混乱ぶりでも結構ですから、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 昨日、園部議員のご質問の中にも出てきましたけれども、本当

に正直なところどたばたいたしました。6月頃から準備を進めておったところですが、いきなり、先ほど三村議員がおっしゃるように、9月1日からオンラインをやりなさいというようなことでしたので、まず今までの取組から含めて、本町のオンライン授業の現状と取組状況についてご説明させていただきます。

昨年度3月、つまり今年の3月からずっと進めてはおったんですけれども、まず、本年度大きく端末におけるフィルタリング設定の契約やその作業、フィルタリングアプリの利用契約及び端末への設定作業、それが一つでございます。2点目としては、家庭に対して持ち帰る際の方が一の破損に備えた保険加入契約とか。あるいは3点目は、ちょっと難しい表現なんですけど、授業目的公衆送信補償金、つまりウェブ上で使ういろんな教材のものの著作権等に係る契約、そういうクリアしなければならない問題が幾つかございました。それをまず6月までに完了しております。

これらの利用環境が整い、6月までは教職員等が授業等でタブレットを活用するための研修、まず教員対象の研修、7月からは学校でも、銘々の学校で講師を招いての研修等をしていたところなんです。

そのような中でしたけれども、2学期の当初からということで、つまり中で指導する教材ですとか、そういうことの準備に、非常に8月の26日以降迫られました。オンラインで対面でもって朝の会をやったりとか、いろいろなその中で教師が教科に沿って授業を進めるためにはどういう教材を、オンラインを通じて受け手である子供たちに与えるかというようなことを、本当にどの学校でも急遽、突貫工事でやりました。

そして、9月1日には、学校、通常の始業式が始まると思っておりましたから、そこで最終的な確認をして持ち帰らせる段取りでございましたものですから、急遽、いきなり休校にはできませんでしたので、9月1日には一斉に子供たちを学校に集めて、最低限のことをきちっと指導して配ったところでございます。

ただ、9月2日と3日は分散登校ということですので、偶数ですので半分ずつ分けて、この3日間で基礎的なこと、必要最小限のことをきちっと指導した経緯がございました。

その後からは、それぞれの学校において、各学級ごとにオンラインで朝の会を行い、学習の課題として、茨城県で先生方で作った教材があるんですが、それを流したり、先生方独自の作成した教材を視聴させたりして、そして教科書を用いたり、そして授業を進めてきたところでございます。

今後は、他市町村の取組などをさらに参考にして、ドリルのデジタル版であるA Iドリル、専門用語なんですけど、その導入などを検討してまいります。このA Iドリルというのは、個人で補助的に学習を進められる学習ソフトでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございました。

これは局長にお尋ねしたいと思うんですが、1人1台の端末がGIGAスクール構想の下で整備されたわけですが、この1人1台端末が整備された時期というのはいつ頃になりますか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 7番三村議員の質問にお答えいたします。

GIGAスクール関連の1人1台タブレットの整備状況でございますが、タブレット自体の納入が3月末、また昨年度やはり同じく3月までには学校内のインターネット関係、Wi-Fi関係の構築までが、昨年度末までに終わったところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

そういう状況で、これは茨城県内の小・中学校というのは同じ時期に大体整備されたんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

GIGAスクール関連に関しましては、当初数年間の年次計画で整備をするよう国から示されたものでございますが、コロナウイルス関連の関係で、昨年度一斉に小学校、中学校に対しまして整備をするよう求められまして、県内の多くの自治体でも昨年度末までに整備されたものと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 昨年度ね、昨年度末ね。分かりました。

ここに、文部科学省初等中等教育局長が発となる文書があるんですが、これによると、ちょっと引用して読みますけれども、「学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠だという観点からGIGAスクール構想を推進していく」と。「関係各位のご尽力により、令和3年4月から全国のほとんどの義務教育段階の学校において、児童生徒の1人1台端末及び高速大容量の通信環境の下での新しい学びが本格的にスタートする見込みとなっています」というんだけれども、これは文科省のほうの見込み違いということか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

文科省のほうから今年度4月からは整備がされるということでお話ございましたが、当町におきましても令和3年の3月にはその端末または大容量のインターネット環境まで

は整備することができましたが、先ほど教育長より答弁がございました、その後の設定、フィルタリングや様々な手続がございまして、そちらにつきましては今年度の6月頃に完了したということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そこで局長にお尋ねしたいんですが、当町はそういう状況で、このコロナによって非常に前倒しになったけれども、実際に1人1台端末でリモートの授業等は、今年度よりは次年度という感じのほうが強かったんじゃないかという気がするんですが、どうですか、正直に言ったところ。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続きご質問にお答えいたします。

確かに教育委員会事務局といたしましても、タブレットを活用した授業等につきまして、2学期からおおむね授業等にも活用しながらタブレットを活用して授業を進め、2学期の後半または3学期から持ち帰り等のことも実施するような考えではいたるところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ですから、ここで言っておきたいことは、こういった取組をほかの市町村より先んじて取り組んでいくような教育委員会であってほしいなという希望があるんですよ。横並びよりももっと前に。幸か不幸かこういったコロナの蔓延によって全国的に一斉に前倒しになったんで、スタートを切ったわけですから、今後十分活用して、そのリモート授業で生徒が伸びるというような環境をつくっていただきたいと思えます。

次に、大事な点についてまたお聞きしますが、このリモート授業をする上で大事なのは家庭内の通信環境だと思うんですが、それについてはどのように把握しているかお尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

各家庭のインターネット環境についてでございますが、タブレット端末を使用するに当たり、各家庭におけるWi-Fiを含めたインターネット環境について、小・中学生のいる家庭に調査を実施しましたところ、その回収率は93.1%で、結果は約92%の家庭でWi-Fiを含めたインターネット環境が整備されており、残りの約8%の家庭では未整備というものでございました。

未整備の家庭のうち5%の家庭が今年中に整備可能であり、3%に当たる28世帯程度の家庭がインターネットの環境を整えることができないという環境でございました。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 丁寧に数字まで答えていただきありがとうございます。

スマートフォンを使っている家庭においては、Wi-Fiは設置されているという家庭のほうが多いかと思うんです。通信料が安くなる。けれども、今問題は残りの3%、それで28世帯という数字が分かっているわけなので、こういう世帯をどうやって救っていくかだよ。それが大事な役目だと思うんです、政治の。こういったことは教育部局だけでなく、町長にも尋ねたいんだけど、こういう言ってみれば通信環境が整っていない世帯に対しては、町はどういった手を差し伸べるか、そういったことも考えているのか、町長に尋ねます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

現状では通信環境が整っていない家庭につきましては、学校に登校していただいて、Wi-Fi環境が整っていますから学校でパソコンを使ってリモート授業を受けるということで対応をしているところでございます。

そういうことで、現状では家にインターネット環境がなくても問題なく授業を受けることができているんですが、今後またさらにWi-Fiのルーターの貸出しとか、そういうことも必要ではないかというような、そういうような議論があれば、財政的な影響も考えつつ、あるいは他市町村の動向も考えつつ、分析しつつ、適切に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

学校にあるからいいということではないような気がするんです。学校へ行って確かに授業はできるかもしれないし、けれども、家庭で学習に利用するだけじゃないと思うんです。情報を収集したり、いろんなツールの一つでしょう。それを考えて、自分の家になくて、学習するにしても学校まで行かなきゃならない。そういうこと子供に背負わせちゃいけないんじゃないのか。やっぱり優しい政治をするのなら、そういう家庭には当然ルーターを貸し出すとか、通信費の補助を出すとか、そういうことを考えたらいんじゃないですか。

町長、財源がと今、言ったけれども、そんなことを言ったら多くの議員は怒りますよ。あなたは自分で学童保育を2つもつくっているんだよ。5,000万もかけて。どこにあんな

余裕があるんですか。それでルーターが出せないというのはどういうことか。そういうものの価値観が分からないということは、非常に政治家としては恥ずかしいと思う。ぜひ、こういう困った子供に恥ずかしい思いをさせないような政治をしてくださいよ。まあ、教育委員会のほうでよく考えてください。

それで、次、その3番目なんですけど、教師のオンライン授業に対する研修についてをお尋ねしたいんですよ。これどういうことかと言うと、教師の質を上げることがオンライン授業やリモート授業を成功させていくことになるんじゃないかという気がするんです。この辺の研修等についてはどのような計画でいるのかを、どちらからでもいいですから答弁ください。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

オンライン授業に対する教職員向けの研修につきましては、町教育委員会主催の研修を、今年3月に3回、8月に3回実施いたしました。また、各学校においてもICTに明るい教員や技術家庭の教師が中心となり、校内研修を実施してまいりました。また、ICT支援員を1名導入し、9月より月に10回程度各学校を訪問して指導しております。

私もつい先週、全校視察してまいりました。何よりも若い教員が非常にたけておられて、その教員も中心になっていろいろと、正直、50代以降の教員が不安を持っているんじゃないかと思いましたが、やはり使いながら勉強していくということで、こういった失礼ですが、50代中盤、そういう先生方も食らいつくようにやっているとだんだん身についていくんですね。担任として特に小学校なんかでも、朝の会から本当に巧みに操作してまいりました。

そういうことで、どの学校でも若手を中心にもっともっと自由に使えるようになろうという雰囲気があると思います。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 教育長は私より年上だから、それはそういう若い教師のそういうのを見て感動したんだか何か分からないんだけど、当たり前のことですからね。もう使いこなすのが当たり前。だって、スマホがでかいだけですからね。そんなのもう子供たちのほうが自由に使いこなせますよ。あっという間に。要は、例えば、学習アプリを入れますよね。ところが、自由にゲームのアプリなんか取り込んでいたり子供たちだっているわけだよ。それはもう先生たちより上を行っています。

いろんな学習アプリがあるし、学習の形態にも、例えば教師がライブで講義を行ってそれを配信するというのもあるだろうし、もしくはオンデマンドのようなやり方だってあるでしょう。いつでも好きなときに見れると。例えば数学なんかだったら、1年生、2年生、

3年生、3年生でも2年生が分からないと言ったら、その授業をオンデマンドで幾らでもできるわけだ。ということは、このリモート学習に後ろ向きであってはならないということです。これはチャンスであると。

特に、対面授業で丁寧に教えていたので、その子は対面授業じゃなきゃ駄目かなと思うけれども、そうじゃないね。これはなぜかという、もう学習塾は30年ぐらい前からやっていることだよ。代々木ゼミナールでもどこでも。サテライトもやっているだろうし。これはやっているんです。今、英語の会話はアプリなどというのはほとんど無料に近くて、英語でこちらが発音して、悪いと反応しないんです。そういうのがもう無料で使えるような環境にあるわけだから、若い先生といわず、教育長もこれから英語の先生だったし、どんどん活用して、特に我々も含めてこういったことを日常当たり前のことにしなきゃいけないという気がするんですよ。

いろいろ注文ばかりしましたが、この研修についても、例えばいろんな学習メーカーとか何かそういったところでも人員派遣をしたりいろんなことをやっていると思うので、ぜひ活用して、すばらしい先生方をつくってってもらいたいという気がします。

以上で、オンライン授業についてと、1番、2番を終わりにいたします。

それで、行政の施工業者への指導について、残土問題についてなんですが、これは町民課長に2点だけちょっとお尋ねしたいと思うんですよ。

昨日、猿田議員の質問でしたね、残土を処分した場所を2か所言ったけれども、あれはどこでしたか。ちょっと聞き漏らしたので、もう一回お願いしたいんですよ。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

2か所、昨日の時点で2か所言いまして、1か所が水戸市白梅町の建設現場と水戸市河和田町の1丁目の建設現場ということで2件申し上げました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それで、これどういうことで質問したかということ、この水戸市白梅と河和田町で処分したという土があちこち動いているでしょう。何か聞くところによると、そっちへ行った、こっちへ行ったと、課長の答弁がそのたびに違っていたというような話を聞いたんですが、これは最初からこの白梅と河和田だったんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） これは、現場から発生しました建設発生土について仮置きしまして、そこから白梅の現場に処分したという報告が一回目出ました。それで、追跡調査

した結果、2か所目の河和田というところが出てきたということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そうですか。そうすると、その仮置きした場所というのはどこな
んですか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 城里町古内の総武碎石場になります。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 時間がないので、最後に質問しますが、この問題の中で議員がこ
の残土の問題に対して、ある議員がいろんな調査をしようとしたときに、もうこれ以上調
査をしないほうがいいですよというようなことを課長に言われたというんですが、それは
事実ですか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 調査をしないほうがいいですよというよりも、性能発注で発
注していたので、それに対しては調査は難しいということはお話ししました。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そうなんですか。私が聞いたのは、調査しないほうがいいですよ
と。なぜそういうことを課長が議員に言うのか、私は理解できなかったんですよ。今、聞
いたらば、調査は難しいと言ったね。では、議員が聞き違えたということでもいいですね。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 議員が聞き違えたということではなくて、議員さんにもそう
いうことは私も申したと思います。それは情報がありまして、そういうやつは追及しない
ほうがいいと勝手に解釈したもので、失礼いたしました。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） あと3分なんで、この後、当の本人がここに立つんでしょうけれ
ども、実はそれは課長、行政としたらあるまじきことだと思うんだよ。議員が指摘してい
て、じゃ、調査しましょうというなら分かるよ。そうですかと、じゃ、私のほうでも調査
しますと、それはそうだよ、税金をつぎ込んでやっているやつだから、仕事だから、き
ちんとやってもらわないと困るわけでしょう。けれども、それ以上やったら困るとか、そ

れはどこの立場に立って言っているのかということだよ。

私は常北町の頃から雨宮課長のことはよく知っているし、非常に誠実で立派な課長だと思いますよ。その立派な課長がなぜそんなことを言わなきゃならなかったのかというのが、私は不思議でしようがなかったの。

この後、私はもう時間がないからやめますけれども、もっとすごい人がきつと質問するんでしょうけれども、雨宮課長に一言、言っておきます。私は議員活動もそうだと思うんですけども、職員もぜひ町民のほうを向いて仕事をしてください。

以上で質問を終わります。

○議長（関 誠一郎君） 以上で7番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第9号、12番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可いたします。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 12番杉山 清であります。

4項目7点について、通告順に質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明快な答弁を求めるものであります。

質問に入る前に、2点ほどお話をさせていただきます。

まず、1点であります。私とKT議員の問題であります。彼からの訴えは2年間にわたり民事裁判、笠間署への刑事告訴、さらには水戸地方検察庁への書類送検、検事による取調べ、その結果は不起訴、無罪でありました。その間、3回の辞職勧告で提出議員、また賛同議員からもその後謝罪は一切なし。議会広報委員会にも取り上げていないのが現実であります。これが今の城里町議会だとしたら、恐ろしい限りであります。（最終日訂正有り）

次に、2点目ですが、コロナ禍の中、ワクチン接種に当たられている医療関係の皆さん、そして町職員の皆さん、ボランティアの皆さんに感謝を表したいと思います。

それでは、質問に入ります。

先日、KD議員による新聞折り込みが入りました。詳しいことまでは質問では避けたいと思いますが、1面を見ると町の将来が不安、今の町政運営では5年で危機的な財政状況にもと書かれています。交付金については令和元年より2年度は11.5%増、基金については令和元年に比べ2年度は1.7%減ですが、事業の持ち出しにより前後すると思います。公債費であります。一般会計で元年度より2年度は4%の増であります。そういった中で相違を含め町長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、質問に回答させていただきます。

質問内容としては交付金、基金、交債費等についてのご質問でございました。主に地方交付税交付金が一番大きな項目であります。これにつきましては、合併算定替えによる減少もありましたが、そういった合併算定替えの影響も既に全て折り込みが終わりまして、逆に人口減少地域、過疎地などに対して手厚く交付税を出すといった新しい制度がスタートしたこともありまして、交付税については昨年度、今年度と横ばい、ないし増加に転じているところであります。

地方交付税について、先ほど財源が少ないから、その財源の平準化のための財源ということという理解も示されました。確かにそういう面もあるんですが、誤解をちゃんと解かなければならないのは、地方交付税制度というのはそういうふうには財政力に応じて機械的に配分されるだけではなくて、地方公共団体が行った政策に応じて、ある程度増えたりするものもあります。

例えば、一番分かりやすいのは震災復興特別交付税ですが、国が定めた年限の範囲内でごみ処理場の建設を終えれば、大層の金額が地方交付税として措置されると。あるいは、防災無線をやりましたが、防災無線についても7割が地方交付税措置ということで元利償還金の7割が交付税措置で戻ってくると。これもこの時までにはやればということでありませぬ。あるいはエアコン整備をやりましたが、あれも以前は交付税措置がなかったんですが、国が定めたこの2年間のうちにやった場合のみ、多額の交付税措置があるよという制度が出てきて、国が定めたその2年間のうちに城里町は一気に全校整備したため、町の負担が減る、あるいは交付税措置がきちんと受けられるということでもありますので、交付税というのは、単に機械的に増えたり減ったりするというだけではなくて、町の政策によって増減する側面もある。町の言わば努力によって増減する側面もあるということです。

ですので、交付税が今後どうなっていくかということについて、機械的な予測というのは適切ではありませんで、どういう政策を取るかによって交付税が変わってくる側面もあるということをおし上げておきたいと思っております。そういった観点で、どうすればきちんとした交付税措置が受けられるかというのを常に分析して、それに国が示した基準に合致するような施策展開を行っていくというのが、大変、町の健全な財政運営の観点で重要な観点であるというふうに思っております。

それから、基金についてであります。平成27年度に庁舎建設が、後の平成27年度が約53億円の基金総額となっております。令和2年度決算においても53億9,189万円となっておりますので、大体、大きな事業をやったときに1億、2億が減ったり増えたりというのを繰り返しているんですが、大きく眺めてみますと、基金の総額はこの10年間ぐらい横ばいの、大きく増減せずに進んでいるということです。

財政調整基金につきましては、昨日の答弁でもありましたが、あまり多額の財政調整基金を積み立てること自体は健全でないという、それほど使用目的のない基金を持つというよりも、ちゃんと目的を明確にすべきだという議論もありまして、城里町では公共施設等

の整備、改修、除去等の総合的な管理目的の基金、公共施設等総合管理計画のための基金を設立しまして、そちらのほうに10億円を移しておりまして、財政調整基金が減少していても基金全体の総額としては変わらない状態で、財政の健全性を保っているということでございます。

公債費につきましては、現在、実質公債比率が国の健全化基準をはるかに下回る、あるいは全国平均を下回る水準で推移しておりまして、こちらについても健全性を維持しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） よく分かりました。

また、町の将来負担比率ですが、令和元年度は59.6%、そして今年度は59.5%という形になっています。ただ、折り込みした議員の数値では、106%今年度という形が出ていますが、これは大きく違っていると思います。また、やはり事業をやれば、どうしても数値が変わるのは当たり前であります。もちろん、この庁舎建設に当たっては、その後やっぱり持ち出しが出てくるというのも当たり前であります。

そういった形の中で、もう一度、例えば、来年度、再来年度という形で鑑みますと、町の将来負担比率はどのように考えているのかお聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、お答えさせていただきます。

町の将来負担比率の見通しということではありますが、これまで平成27年度が75.2%、平成28年度が70.4%、平成29年度63.4%、平成30年65.4%、令和元年59.6%、令和2年59.5%ということで、着実に毎年下がってきている、減少傾向にあるわけですが、令和2年度におきましては、大規模な公共事業がございませんので、現時点の見通しですが、来年度は将来負担比率はさらに下がるであろうというふうに見込んでおります。

毎年、決算のほうを見てもらいますと、利払い、残高とはまた別に、利息の支払いがどんどん減ってきておりますが、また債務の残高も昔の合併前に充てた起債は、交付税措置が少ない起債が多くて、逆に最近発行している起債は交付税措置がある起債が多いので、残高が同じ金額であっても将来負担比率が下がったりすることもございます。

そういったことも加味しますと、来年度に向けても将来負担比率は今年よりも下がっていくのではないかいというふうに見通しております。

○議長（関 誠一郎君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ここ五、六年間で将来負担比率は大体16%減ったわけでありま

す。また、早期健全化基準にしても、350%の中で町は59.5%と、大変良好な数字だと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

国道123号バイパスについてをお伺いいたします。

町の交通手段は空でも鉄道でもありません。道路なのです。町の表玄関は国道123号線であり、特に石塚那珂西間は最も重要な交通区間であります。バイパス計画がスタートして四半世紀の時間が過ぎております。そこで、この区間におけるバイパス工事の進捗状況をお伺いをいたします。

さらに、2番であります。同じく国道123号線、北側は開通している部分であります、粟上坪間についてお伺いをいたします。現在、開通している北側から粟上坪間の進捗状況についても、2つお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 国道123号バイパスについてのご質問をいただきました。

石塚那珂西間における国道123号バイパスの進捗状況につきましては、これまで石塚一本松交差点から城里高架橋までの1.1キロが暫定2車線で供用済みですが、那珂西方面残り4.3キロの区間につきましては未着手といった状況でありますので、今後も引き続き茨城県への早期事業化を要望してまいりたいと思っております。

上坪粟の進捗状況であります、この区間の進捗状況については、これまでに城里高架橋から町道6-04号線接続まで0.9キロが暫定2車線で供用済みでございます。町道6-04号線より北側の1.3キロ区間につきましては、既に用地買収に着手しております。今後も県の用地交渉に町も同行するなど協力体制を取りながら、事業の進捗を図ってまいります。

○議長（関 誠一郎君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 計画そのものは見直しになっていないかと生きていますと思いますが、ただ、私は一つ提案したいのは、もともとの計画では片側2車線なんですよね。それがいつの間にか要するに両側で2車線という形になってしまいました。せめてこの石塚から那珂西に至る4キロ強の地点においては、県へ働きかけていただいて両側4車線、片側2車線という形の中で交渉していただければなという思いであります。

同じく123号線バイパス粟上坪間については、北側から整備が進むと思います。もちろん、買収のほうも進んでいると思います。そういった中でこの場所に渡る横断歩道、これも考慮の中に入れていただければなと思います。この地域は小学生4人、中学生1人が123号線バイパスができればここを渡って通うという形になります。さらに、2つの自治会が回覧等で行き来する場所でもあります。そういったことを考慮していただければなと

思う次第であります。

それでは、次に入らせていただきます。

水害対策についてですが、令和元年10月12日から13日の台風19号、その後、私なりに聞き取りや調査をしましてまいりました。そういった中で質問をしましてまいります。

1点目ですが、新道川工事状況ですが、あと何区ぐらい残っているのか、また何年ぐらいで工事完了となるのかをお伺いいたします。また、桂川、江川、何度も質問をいたしました。洪水対策を含め進捗状況をお伺いをいたします。

そして、根固屋橋改修については、再三再四の10年以上前から質問をしてきました。国道123号線、ここが増水すると堤防替わりとなってしまいます。そして、根固屋橋の水の排出量は、断面面積で8平米ぐらいしかないわけでありまして。はけ切れなくなると、その国道からさらに越水するという形であります。今まで予算等の確保等も大変だと思います。ですが、令和3年度から5年度、5年間の延長となった、また内容も拡大されている緊急自然災害防止対策事業債を利用していただき、早急なる対応をとと思いますが、町長のご所見をお願いします。

さらに、3点、千代橋付近の越水対策ですが、千代橋上流左岸は無堤防のところがあります。台風19号では、その無堤防のところから濁流が流れ、舟渡地域を中心に大被害となりました。何度か私も国交省那珂出張所を訪ね、無堤防間の事業についてお聞きしましたが、4年から5年という話であります。この件についても進捗状況をお伺いをいたします。以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き回答させていただきます。

新道川については、台風や豪雨の際に流下能力の不足から常北公民館下駐車場付近が冠水するなどの被害が発生しております。これに対応するため、平成27年度より下流部の米沢橋から河川改修工事を実施しております。令和3年度につきましては新道橋の改修工事を間もなく実施します。これにより橋梁下部の河川断面を確保し、併せて大排水路からの合流も整備することで、流下能力が改善され、被害が軽減されることが期待できます。

この常北中学校の下の一帯につきましては、これで大体整備が終わることになるわけですが、その上流部下流部につきましても必要な箇所があれば、今後も継続して整備を行っていきたいというふうに考えております。

桂川、江川につきましては、茨城県が管理する河川であり、合流部の那珂川は国が管理する河川となりますので、今後とも継続的に茨城県及び国への要望を行い、桂川及び江川の整備について力を注いでまいりたいというふうに考えております。

根固屋橋の改修についてであります。城里町合併以前より茨城県に要望をしております。

すが、今後も早期に改修されるよう議員ご指摘のとおり、緊急自然災害防止対策事業債の活用により実現するよう要望活動をさらに行ってまいりたいというふうに考えております。

千代橋付近の越水の進捗状況についてであります。千代橋のある下坪地区は、令和元年台風19号によって無堤部からの越水や橋下流部の破堤により、上坪地区も含め大きな浸水被害を受けました。このような災害を受け、国では那珂川緊急治水対策プロジェクトを策定し、千代橋付近も当該事業箇所と位置づけられております。破堤した下流部の対策は既に完了しており、上流の無堤部につきましては約300メートルに越水防止対策として堤防を整備する計画となっております。

令和3年度は、国交省において用地測量を実施中であり、先日、地権者の立会いの下、境界確認を実施したところです。その後、地権者の方のご理解とご協力の下、事業に必要な用地の取得を進め、確保でき次第、工事に着手する計画となっております。

今後も当該事業の早期完成を図るため、町としても国土交通省に同行し、地権者説明に当たるなど協力を行ってまいります。

○議長（関 誠一郎君） ちょっと、待って。町長、センダイバシだからね、正確に。チヨバシという橋はないから。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 1点目の新道川、よく分かりました。ただ、新道川付近の特に中学校側には内水対策が必要な場所がありますので、その辺も含めた中で、今後の対策をお願いしたいと思います。

桂川、江川であります。この件についてはやっぱり再三、もうこれ20年ぐらい私はやっていますが、県と協議して、また要するに要望してまいりますというのがいつものお答えであります。ただ、桂川も江川も、河床が高くなっちゃってるんですね。それと前々から言っておりますが、竹、そして立木が河川の中に生えているわけです。それで流れを止めるという形は、例えば、桂川、江川の樋門というのはどういう形であるのかということ、私も建設省に行って聞きましたけれども、桂川の流れをスムーズにして、そして那珂川が増した時は止められる、これが原則ですと私は聞きました。江川もそのとおりなんです。けれども、途中で橋が、要するに水がはけない、川は幅が狭くて要するに改修に至ってなくて、そして立木も切っていないという状況で、二重、三重の、要するに堰があるような状況であります。

ですから、現場を一度見ていただきまして、その辺を前に進められるように対処していただければと思います。

また、根固屋橋であります。これについても再三再四、質問してまいりました。今回、この緊急自然災害防止対策事業債、これが利用できなければ、これは時限事業5年なんですよね。ですから、その間にできなければ、本当に流れと同じになってしまいます。また、

今の国道123号線は、もう少しで町に移管されます。そういったことも踏まえながら、検討、協議していただければと思います。

さらに、千代橋付近の越水対策であります。千代橋上流300メートル、私も見てきました。大きな立木があり、なかなか大変だという思いであります。それで、ここが空いていたから、要するに住宅は濁流に飲み込まれた。コンクリートの塀も倒されるような状況でありました。そして、床上になった家は取り壊されたり、そしてまた違う場所に建て替えられたり、そういう人が何人もおります。そういったことを踏まえ、一日も早く完成することを願うばかりであります。

答弁はいいです。

さらに、避難所開設についてお伺いをいたします。坏地区の避難所についてお伺いします。

今まで坏地区の指定避難所は、ケアステーション城里地域交流センターと桂公民館、そして、コミュニティセンター城里でありました。一昨年の台風19号では、降水量が200ミリ強ありました。短期間に降った大雨で水位が上がり、上坏、下坏全域、粟区の一部が避難不能となったわけでありました。また、その後、上坏、下坏では、避難困難区域、そのような形で移動することもできない、そういうありさまでありました。

そこで、坏地区に避難所という形で今回質問しておりますが、案として今の坏小学校、このグラウンドレベルをかさ上げして、旧坏小学校に避難所を開設をと思っておりますが、町長の答弁をよろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、坏地区の避難所についてご質問の回答をさせていただきます。

台風19号では2日間の降水量が300ミリを記録し、町内を流れる那珂川の堤防が決壊し、大規模な氾濫を起こしました。床上浸水、道路の冠水、農地等の被害等が多数発生し、国からは激甚災害の指定を受け、復旧に全力を挙げてまいりました。これだけの大水害に見舞われながら、人命に関わる事案が発生しなかったことは、関係各位の懸命な救助、避難活動によるものと考えております。

現在、坏小学校の土地は、町から社会福祉法人のほうに売却をしておりますので、町所有でない土地について工事を施すというのがすぐにはできない状況ではあるんですが、まず、坏地区の防災の対策としてお願いしたいということにつきましては、地区において自主防災組織の結成をご検討いただき、自主防災組織が結成されますと町からの補助金等もあり、必要な資機材が購入できるというような制度にもなっておりますので、ぜひそういった組織を立ち上げ、町の助成等も得て、坏小学校の敷地も土砂災害等の避難所には指定されておりますので、その防災機能を強化していただければというふうに考えておるとこ

ろでございます。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 昨今の気象変動……。ちょっと歯が悪くて痛くて、ちょっと聞きづらいと思いますが、気象変動、温暖化で、先月のお盆前後にして11日間、九州から東北まで線状降水帯が発生しました。九州においては1,000ミリ以上の、普賢岳周辺においては1,250ミリという大きな雨、また被害が出たわけでありまして。中国地方でも700から800ミリという大変大きな被害がありました。関東でももちろん被害が出たというような状況であります。そういったことを鑑み、今まで質問した中では、ケアステーション城里の地域交流センターを使うようにと、私は答弁をいただけてきました。

ただ、あそこに入れる人数というのは本当に限られています。30人、もしくは寝たらば20人弱というような場所がありますので、昨日の質問でもハザードマップの話が出ましたが、あのハザードマップというのは、ケアステーション城里ができる前につくられたものであります。そして、ケアステーション城里は、そのハザードマップをつくる時期よりグラウンドレベルは1メートル上がっているんです。ですから、それに近づくようなかさ上げをして、利用ができればと思うわけでありまして。

万が一、大きな豪雨災害が出た場合に、本当に人災という形にもなり得ると思います。もちろん、12日から13日にかけて私は坏地区もその他の地区も回りましたが、とにかく車で出られないんです。国道123号線も水が増水して渡れない。そして、高久方面の道路においても水かさが増して通れない。粟のほうに行くのには、上坏から下坏へ行くのには、平成橋も鷹匠橋も渡れない。そういうような状態でありました。避難するのにとても、地域交流センターでは不可能だと私は思います。その辺を踏まえて、もう一度答弁お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、地域交流館だけではなくて、ケアステーション城里自体は大きな建物ですし、さらに土盛りの上にあって、2階建てでもあるということで、確かに逃げ遅れた、一番理想なのは石塚のほうに上がってきていただくのが一番理想なんですが、それがかなわぬときに、近くの方が避難者を受け入れてくれるように、ケアステーション城里を運営する親愛会さんのほうにもそういった地域住民の受け入れができるように、話をしてみたいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 地域協力型のケアステーションでありますので、それはケアス

テーションのほうでは受け入れられるものだと思います。ただ、当時の入所者は50人でありましたが、今、入所者は増えております。そういった中でさらにちょっと狭まると思いますので、それを考慮していただいて、1年、2年でやれとは私は言いませんが、やはり3年、4年の中で考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 冒頭、小坪 孝の名前が出ましたし、そこで無罪だなんていう判決が出たなんてという話ですから、ちょっとただいまから議会運営委員会を開いて、その無罪という立証をしていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 杉山君、やっぱりここは個人的な名前を出しちゃ駄目ですよ。

〔「名前を出さないで、KTと言ったんですよ」と呼ぶ者あり〕

〔「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○14番（小坪 孝君） 議会運営委員会を開いて無罪の証明をしていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） ここで、暫時休憩いたし、休憩中に議会運営委員会を開催します。

午後 2時41分休憩

午後 2時50分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、議会運営委員会を開催しましたが、この一般質問が終わってから、再度議会運営委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） それでは、会議を再開いたします。

通告第10号、14番小坪 孝君の発言を一問一答方式により許可いたします。

14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 14番小坪 孝でございます。

通告制によりまして一般質問を始めさせていただきます。

一問一答方式でやりたいと思いますので、簡潔な説明をお願いいたします。

（1）残土処分について。七会地区で盛土が記憶に新しいが、熱海での土石流は盛土が原因の人災であったようです。犠牲になった方は心からご冥福を祈るとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、この盛土問題は他人事ではありません。公共事業を行えば残土も発生します。城里町が被害者から加害者の立場になることも想定されます。そこで、この公共工事で発生する残土はどのように処理しているのかお伺いいたしたいと思います。公共事業をやった課長に、残土処分について説明お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） すみません、課長を指示してください。どの課長か。

○14番（小坪 孝君） 建設課長に町民課長にこども福祉課かな。課長、あとは私の記憶でいくとそこら辺ですか。お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） まず、都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） それでは、14番小坪議員からのご質問で、公共事業における各課の残土の処分についてということでございますが、都市建設課においては、施工現場より搬出先として予定していた場所、ストックヤード等までの運搬距離を考慮し設計を行い、それによって工事を実施しております。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

公共工事の残土処分についてとのことですが、町民課では令和3年3月に完了している環境センター建設工事で残土が発生しております。町民課の発注方式が1日当たり20トンのごみ焼却できる施設の建設を条件とした性能発注となっており、設計施工で発注しているので、一般的な設計をして施工する形態とは異なり運搬費などの計上はありません。

環境省の管轄事業のため処理に関する法的根拠はありませんので、土木共通仕様書の縛りは受けませんが、町として残土が不正に処理されないことがないように、建設副産物情報交換システムに入力し工事間流用に努めました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） 14番小坪議員の質問にお答えしたいと思います。

福祉こども課所管としまして、恐らく令和2年度、石塚開放学級新築工事で発生した残土であると思いますが、それでよろしいんですね。こちらにつきましては、ちょっと今、量までは手元の資料がございませんので、誠に申し訳ありません、把握していないんですが、残土の処分につきましては当時、建設課長と相談しまして、下阿野沢地内の白山グラウンド脇のストックヤードの残土置場のほうに処分をしております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小塰 孝君） 今答弁いただきましてありがとうございます。

建設課、こども福祉課の土は建設課長に相談をして、建設課長、どこへ入れたんですか、それは。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 福祉こども課による事業については、今、課長より答弁あったとおり阿野沢地内の白山ストックヤードのほうに運搬をしております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小塰 孝君。

〔14番小塰 孝君登壇〕

○14番（小塰 孝君） 建設課長、ストックヤード委員会で、年間4,000万お金がかかると、そういう形で白山荘のグラウンドには入れないように、ストックヤード委員会を6回やって、一生懸命、町で残土処分とストックヤードをつくろうと努力してきましたよ。それなのに、なぜその白山荘に入れているのか。

あと、町内の業者さん、非常に指定されて残土は処分されているということを確認しております。そういう形でいくと、町民課の残土、町民課長、大した立派なことをこの場で申し上げているようではすけれども、課長、私もつらいんですよ。昨日、おとといも一日、あなたらが5か所目の置いたところへ確認に行ったんですけども、工事期間と建設と残土で併せて確認ができないんですけれども、それどう思いますか、課長。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 14番小塰議員のご質問にお答えします。

今回の残土については、受入れ側からの確認書の提出もありましたので、適正に処理されたと確認したところではありますが、処理追跡において、監督員の立会いや管理写真がないことは事実であります。なので、疑義があれば再度確認したいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小塰 孝君。

〔14番小塰 孝君登壇〕

○14番（小塰 孝君） 非常に、さっきの答弁とこんなに変わっちゃって、確認したいですなんていう答弁が変わってきちゃうと、非常にこの質問が長くなっちゃうのよ。なぜ、さっきも番地なんか言って、姫子へ入れました、河和田へ入れましたなんて、番地まで言って。残土の契約も見ました。仕様書も見ました。その中で建設中に発生した残土は埋め戻してもいい。使い回ししてもいいですよ。契約書というか仕様書の中に入っています。

ただ、契約書の中には、産廃が出れば産廃の県の基準、国の基準に沿ってやるように契約書に全部載っているんですよ。残土が出れば残土が国の基準、県の基準に乗って盛土をするときには盛土を許可を取ってちゃんとそういうやるように指定されているわけなのに、

なぜ業者に、非常にさっきの答弁も聞いているとがっかりしちゃうもんで、ちょっとここで憤りを感じているんだけど。俺は正直でしゃべる人なら大好きなのよ。正直にしゃべっていただければ、突っ込みたくも何もないの、課長。

これは町長の指示なんでしょう。公共事業をやっても、現場監督が指摘しても全然建設業者は直さない。そういうのが確認されて工事がやられていて、あなたらの言うことを聞かない建設業者を、意向型だとか提案型で建設をやらせるような建設会社ではないですよ、はっきり言って。当初、死亡事故もありました。死亡事故もあって、その中に契約書も何も確認しましたよ。そうしたら、提案型の共同企業体で契約しているのに、死亡事故が発生したら急に、契約書は確認させてもらってないけれども、分離発注でやりましたなんて、資料を変えちゃったり、非常にこの町長資料を変えるのが得意なんだよね。

介護予防でも人数合わせるのに五、六枚来ましたよ。答えが出るまでね、副町長。それで金返せて言ったって返さないで、そういう事業をやっている、なぜ正直にしゃべらないんですか、課長。

5か所、私らに振り回されて、挙句の果てには企業舎弟でおっかない人らだからやめたほうがいいですよなんて言われたって、監査委員としては皆さんの税金を正しく使うために私は全力投球、全力疾走。全て全力で頑張りますよ。そのために、あなたももう一回正直に答えてみてください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 引き続き14番小坪議員のご質問にお答えします。

先ほどの発言で議員おっしゃっていたそういうことがありましたが、それは失言でありまして訂正させていただきます。失礼しました。反省しております。

あとは、正直に話していないということではありますが、そういう事実はありません。全部正直に話しております。

残土が5か所というのはちょっと確認できないんですが、先ほども言いましたように、最初1か所で今回2か所ということで確認をしております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） じゃ、5か所だけ説明します。

最初は、姫子だったか、その次は総武碎石、それでその次が大宮のほうの小野寺商運が処分しましたと。それで3回目。4回目が白梅町、5回目がこの間3日前に確認しに行きました水戸の河和田町の大きな病院でそこへ捨てましたということで、私らは5か所振り回されているんですよ。

だからそういう感じで5回も振り回して、今どういう気持ちだか、課長、答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） すみません、何か誤解があるようで、姫子というのは私が勘違いしております、白梅ですね。最初、小野寺商運さんのほうで下請けとして入ってまして、総武碎石に仮置きして、そこから白梅に持っていったという報告でありました。その後、白梅と河和田町に持っていったという、これが事実であります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 今の話でいくと、白梅と河和田町。小野寺商運が処分してくれた。総武碎石に仮置場に置いてあります。私にすれば、水城高校の個人のうちのあれも立ち上げたのを忘れていないですか。あれは白梅町。

資料をもらっているんですよ、そのたびに。私が間違うわけないでしょう。5か所の分をもらってあるんですよ。私に間違ったと言う。私も70だからね、間違っているというのか。でも、自信を持って間違っていないんだよ。

立米数2,400立米の土がどこへ行ったんですかと。素直に認めるなら、ここで私も納得いくんだけど、2,400立米の土が、白梅と河和田でどのくらい処分したか、ちょっと言ってください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 報告書によりますと、白梅に400、河和田町に残りの2,130立米が河和田町ということで、報告は受けています。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） これは確認しても、皆さん、これ、地図を見ても残土が入っているような土じゃないですよ、これ。水穴からパイプ入れて、本当に環境センターの土が入っているか掘って、削っても赤い土が出てこないんですよ。それで、入れたとしたら、あの病院のオープンが7月の初めにできていないですよ。こっちの土の処理がしたということを確認しても、全然確認できないんですよ。それをどう思うんですか。この地図から行っても確認できない。何から行っても確認できない。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 引き続きお答えいたします。

確認できないということであれば、疑義が生じたということで、先ほどのとおり、追加調査させていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） それで、最後の伝票に2,400立米が処分されたように提案型で、そういう伝票がされているんですよ。だから、土は町の財産ですので、やっぱりそれは補助金ももらっている工事ですので正しくやりましょうよ。だから、私は、あれ建設業者が残土を使えば、相当、金がもうかると思うんですよ。いい土だから。だから、そこら辺を確認できないのならば、やっぱり建設費の中から一部返還してもらうようなことを考えていただきたい。

それで、次に移りたいと思います。

2番目、土砂災害について。茨城県の土砂災害警戒区域指定箇所市町村一覧表というのがあります。茨城県には凶面もあるようですが、城里町にもこの指定地区がありますか。また、那珂西地区123号線沿いの法幢院坂のがけは、これに該当しないのですか。見ると非常に危険な箇所に思えるが、該当しますか、しませんか、お聞かせいただきたい。建設課長。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員からのご質問で、土砂災害警戒箇所の箇所数及び今地区名が出ましたが、那珂西地区の一部がそういうところに該当するののかということについてであります。いわゆる急傾斜地崩壊危険区域とは高低差が5メートル以上であり、なおかつ傾斜角が30度以下であることを条件として、茨城県のほうで区域を指定しております。その中のがけで危ないのではないかといわれる部分でございますが、議員ご指摘の急傾斜地崩壊の防止施設については、先ほど申しました条件を満たし、指定された区域で実施される国及び県の対策事業でございます。

茨城県内における城里町内の指定状況であります。土砂災害警戒区域の中の急傾斜については62か所、土石流については51か所、地滑りについては2か所の指定となっております。これらの区域や場所についてですが、こちらは町の広報紙により、毎年6月に町内に周知しているとともに、茨城県及び城里町のホームページのほうでも公表されております。

以上、答弁いたします。

失礼いたしました。先ほどの那珂西地区が該当するののかということですが、今のところ、茨城県のほう、城里管内における一覧図の中では那珂西地区には該当する地域がございません。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小唄 孝君） 他県では、急傾斜地崩壊事業対策として、一定の基準を満たす民地の所有者の同意をもって自治体がやっているようなんですよ。あと、工事实施後の施設は自治体の所有物で、日常の管理、草刈りとか排水の溝の側溝の掃除、それは民地の所有者とか自治会にお願いをして、こういう形で個人の土地もやはり茨城県に働きをかけて、那珂西の梅の杜タウンというのか、あそこは水害が来て、非常にそういう地滑りとかそういうおっかないところだと思うんだけど、それをどう考えるか、ちょっと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 14番小唄議員からの追加の質問でございますが、那珂西、梅の杜の部分が危ないのではないかとということ、あと自治体にて施工管理をしているのではないかとことですが、先ほど小唄議員からも一部あったとおり、箇所として指定された部分についての施工についてはもちろん自治体、いわゆる自治体といいましても先ほど私が説明したとおり、事業については国及び県で実施していくこととなります。また、町としてもその部分にどういうふうを考えているのかという部分ですが、町としましても、今ご指摘があった箇所等について、今後茨城県に対して再度の点検や調査のほうを働きかけていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小唄 孝君。

〔14番小唄 孝君登壇〕

○14番（小唄 孝君） 指定されているのが、城里町で2か所あると。要するに、あとはマップで見ても、かなり地滑りとかそういうがけ崩れがあるところが何か所かあるみたいなんですけども、非常にゲリラ豪雨で雨が降ったときに、梅の杜タウンの人らは3年前に水が来ているわけですよ。2年前か。それで、逃げるのにあの道路が両方陥没しちゃって、車じゃ逃げられない状態なんですよ。それで、今度、茨城県が歩道を拡幅して、道路も広げるんだか何だか分からないけれども、歩道はやるのは確かだと思うのよ。木も切っているし。

あそこに梅の杜の人が水攻めに遭ったときに、歩道工事と一緒に、その避難道の整備を県ができなければ、町と一緒にそれに類してやってやったらいいんじゃないかな。やっぱり町民は安心して、安心安全で暮らせるように、生活の拠点を城里町にできるように、避難場所の歩道工事と一緒に県のほうに言って、県ができなければ町の予算でやるような考えがあるのかどうか。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 14番小唄議員からの県事業に合わせた避難道路等の整備の件だと承知しましたが、道路部局の都市建設課及び県については、今の123号の歩道整

備の中でできるかどうかというのは検討していきたいと思いますが、内容としては、避難用の避難道、階段等の設置になるかと思うので、ちょっとここについては防災部局のほうの事業になるのではないかとこの部分の答弁はちょっと控えさせていただきます。

都市建設課といたしましては、茨城県の土木部のほうとできるのかという協議については実施したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） そうすると政治的に判断しなきゃならないという。防災のほうとあれで。これ、町長に、人の人命をどう思うか、そういう避難道路、前回の浸水したときに、あの山道をマムシに食われそうになりながらも逃げているという実態があったんだけど、歩道橋整備に関して一緒に町がやってやろうという考えがあるのかどうか、そこら辺ちょっと答弁。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 貴重なご指摘ありがとうございます。地元の意見もよく伺いながら、また担当課ともよく調整しながら検討を進めていきたいと思っています。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） その検討するというのが、人命に関わっているのに、県があそこに歩道を拡幅しようとしているのに、何で頼みもしないようなやつは町長勝手に一人でやっちゃうのに、何でこういうときになるとみんなと協議しますと。男らしく、やりましょうぐらいの意気込みをちょっとお願いしたかったんだけど、非常に残念な答えで時間もなくなっちゃうもので、ちょっと次に進めます。

3番目。早いもので、合併後16年が経過しました。その間に実施した合併特例債事業を順にお聞かせください。財務課お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 14番小坪議員の合併特例債についての質問ということで、回答させていただきます。

合併特例債についてなんですけれども、合併特例債、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に対する財源として借入れができる地方債になります。合併以降、事業費の95%まで充当可能で、毎年度返済する元利償還金7割が普通交付税によって措置されるという大変有利なものでございまして、これまで毎年度において借入れを行ってきてございました。

こちら、各年度のというお話だったんですが、本日の追加の説明資料として、2の②の

資料、河原井議員のお求めに応じまして提出させていただきました資料の中で、合併特例事業債の令和2年度までの借り入れた事業の一覧というものをつけさせていただいております。このような形、A3で、ちょっとサイズを大きくしたんですけども。

〔「ちょっと、聞いたことを説明してくれないと。私のほうも順番が違っちゃうんだけども」と呼ぶ者あり〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 主な事業でよろしいですか。全ての事業を一覧から読み上げるとい形になりますでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） ちょっと小坪議員、いいですか。先ほど財務の補佐から渡されている、これを全部言うんですか。

○14番（小坪 孝君） 全部ではなくて、要するに、あなたに前に言っていたんですけども、合併特例債を使ってこの城里町で胸を張ってこういう事業をやりました。こんなのをやりました。これ、写真をくださいよ。合併特例債使った写真を、事業報告の写真をくださいと言ったのに、なぜ、あなた、くれないんですか。くればこういう質問しないんですよ。なぜ言っていることが、資料が出されないのか。非常に憤りを感じるんだよ。それで聞いてもいないことをしゃべりたいなんて言ったって。俺だってやっぱり都合があるんだよ。

じゃ、財務課長、ちょっと。

○議長（関 誠一郎君） 課長補佐、今度は自席だからちょっと戻って。

14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 合併特例債は私が閲覧した中で、ただいままでに65億8,880万円使われていますよね。それで、あとは過疎対策費も6億5,000万使われていると思うのよ。その過疎対策費の中でもなぜ中学校のスクールバスの定期代だの車両代だなどと言って、年間1,000万も過疎対策費で借金をしなくちゃならないのか。

教育長、そんなに教育予算がないんですか。1,000万も毎年、3年くらい、スクールバスと定期代だなんて1,000万借金しているけれども、教育予算で1,000万くらいの金を将来の子供らに胸を張って残せますか。

七会の子供ら十何人ですか、ちょっと。七会の子供ら、通学バスを利用しているのは、ちょっと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

今ここにちょうどその資料がございませんので、その人数、ちょっと概数を言うわけにいきませんので、後でお知らせいたします。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 教育長、ぼうっとしていたんではNHKのチョコちゃんに怒られちゃうような気がするんだよな。やっぱり通学バス、毎日何人くらい利用しているか、やっぱり教育長、教育委員会事務局長あたりは頭に入っていて、それが年間1,000万借金して、将来、町の合併特例債だって城里町民に負担がかかるんでしょう、これ、財政課長。そういう形でいくと、胸を張って借金したやつがきちんと……。

町長、何、根回ししているんですか。しゃべるななんてまた言っているんですか。何を言っているんですか。私がしゃべって、気になること。前をきちんと見て、話聞いていたらいんじゃないですか。何で後ろに……。

それで、やっていることが副町長に資料を出せと言ったって、もう1か月にもなるのに出ないで、出すな出すなって言って、毎日騒いでいるようでしょう。副町長、今、何を言われたんですか、町長に。それをちょっと教えてください。不愉快だよ、人が一般質問をやっているのに。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 私は特に何も聞いておりませんでした。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 小坪議員から過疎債の話があったことを踏まえて、過疎債についての確認を受けたというところでございます。

〔「何を受けたか」と呼ぶ者あり〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 過疎債に関してです。

〔「何て言われたか」と呼ぶ者あり〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 過疎債の制度についてなので、有利な財政措置というところの簡単な説明をしたところなんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 私が質問しているときに、そういうちゃらちゃらししないで、前へ聞いてくださいよ。過疎対策費だって、これは城里町民が返すんでしょう、全員で、将来的に。全員皆さんに借金が残るんでしょう、過疎対策費だの合併特例債が。そうなったら、これ、財務課長、合併特例債は金利を払って、今65億借りているけれども、総額で幾ら返すのかちょっと教えてください。あとは、過疎債が6億5,000万、金利を払って幾ら返済するようなのか、そこら辺ちょっと、しゃべってください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） すみません。借り入れた分につきましては、それぞれ年度ごとに金利が異なってございます。またその利息分まで含めた計算ということになりますと、それぞれの償還表全ての計算をしなければいけないものですから、すみません、今、手元に資料がございませんで、すぐにご回答ということにはできないんですけれども、申し訳ありません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 何で昨日のうち、3日前ぐらいから言っているのに、何でこうというのが答えられないんですか。仕事、全然やっていないでしょう、あなた。

やっぱり金利払って65億、それで70%を交付金で来ますなんて言っても、交付金の金額が合併して10年間は交付金が多かったですよ。けれども、合併が10年過ぎて交付金が減らされて、10年間のうちは年間48億くらいの交付金がありました、10年間は。10年過ぎたらば、合併特例債、上遠野町長が引き受けたときには8億円くらいの合併特例債が、今は65億使っても交付金が年間40億くらいしか来ていないんですよ。

それで、事業をやるときには75%が交付金で戻りますなんて我々に説明しているんだけど、交付金で戻りますなどというキャッチフレーズがいい加減な話で、交付金の算定の中に、計算式で算定の中に入れることができるという形だけで、交付金が戻ってくるなんていうのは、全然立証されていないんですよ。戻ってこないんですよ。

その算出基準にしても、一番私が感じているのは、人口が増えれば交付金が増える。人口が減っていれば、合併特例債何ぼ使ったって、交付金が戻ってこない。それで、合併特例債で調べた中で、七会キャンプ場山びこの郷、議会には60万でそっくり壊さなくてもいいですから、地主に返してくださいと言って返した後に、合併特例債を使って2,100万円も使って山びこの郷を壊して、将来城里町の全体の町民が七会のキャンプ場を壊すやつの借金をみんなに負担させているということは、影も形もなくなっちゃったやつに、皆さん、借金を払うための、それをしているんですよ、町長。

笠間市なんかは、合併特例債で、いいですか、新まちづくりのために、過疎債にしても合併特例債にしても、この城里町が皆さんが本当にこの借金を払うべという意欲の湧くような、道路とか、建物とか、借金を残されても、あれのために合併特例債を使ったんだとか。そういう形じゃなくて、道路だって名前が入って町道何号線だなんていう。1週間前に頼んでいるのに。その前は、上遠野町長になる前は、町道の番号が入っていたけれども、どこどこ線とか、大網倉見線とか、そういう地域まで入っていましたよ。なぜ、上遠野町長になったら町道ばかりで、合併特例債でやったという道路、どこを説明できるのか、胸を張って。120万円だ、100万円だなんていう合併特例債でも150万円だなんて、合併特例債を使って、65億まで膨れ上がらせて、この町のために何が変わったんですか、65億使って。町長、何が変わったのか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、ご質問に回答させていただきます。

まず、過疎債について、先ほどどんな話があったのかという話がありましたが、先ほど七会のバスの件で過疎債を使っているということだったんですが、過疎債というのは過疎計画を出して、これに過疎債が与えられますよということで、認めていただいたものに過疎債が発行できるんですが、その七会地区の過疎計画の中で公共交通に使っていいということで、過疎債が認められているので過疎債を充てていると。もちろん1,000万円くらいの公共交通対策費、一般財源から充てたらいいじゃないかと、借金をしないで。それも確かにそういう考えもあるかと思うんですが、過疎債を充てることによって7割の700万が交付税として返ってくるので、一般財源で出してしまうより過疎債を充てたほうが財務政策上有利だから、あえて手元に現金があっても過疎債を充てるといった財政的な施策を取っているわけです。

そのことを質問が今度来るかもしれないなと思って、一応間違わないように、財政課に一応確認を取っていたということです。

次に、合併特例債の話がございました。最も分かりやすいのは桂中の体育館に合併特例債が使われております。桂中の体育館、6億円ぐらいの体育館になっていますが、補助金以外では合併特例債がかなり充てられています。

今年度でいきますと、新道川の改修工事ということで、常北中の下で今、橋の架け替えをやらうとしていますが、ずっと平成27年度から新道川の改修をやっていますが、全て合併特例債が充てられております。

あるいは、常北中の後ろ側の道路の拡幅工事、今年もやっていますが、あそこもほぼ合併特例債が充てられております。

そういったことで住民の皆さん方の生活に役立つような目玉事業は、大体合併特例債が充てられていると思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 一つも胸を張るような、将来子供たちに借金を残してもいいような借金を一つもしていないんですよ。70%が交付税で戻ってきますとさっきから言っているんだけど、交付税が1銭も65億使っても40億から上がっていないんですよ、町長。それで、うちげの町でも笠間市に見習って、本当に合併特例債を使って将来の子供らに借金を残してもいいように、こういうので残しましたとって、自信を持ってホームページで出したり、これは借金だからね、合併特例債、過疎債にしても。将来の子供らにその借金を残すんだから、やった事業を自信を持って将来の子供たちに払ってくださいよという形で残すならいいけれども。要りもしないようなあのバス停なんかついたり、誰も座っ

たのを見たときもないようなああいいうバス停をつくったり。それで、芸術家のあれだなんていって金使ったり何かして。

時間がないので、次に行きます。

総計予算主義の原則について。総計予算主義の原則についてをお伺いいたします。私も監査委員をやるようになって、いろいろ読むようになり、最近これを知りました。さて、この総計予算主義の原則とは何か、これについて説明を求めます。まちづくり課長。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 14番小坪議員の、総計予算主義についてということで、質問に答えさせていただきます。

地方自治法第210条に規定された総計予算主義の原則のことと理解しております。本条文につきましても、一会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされており、予算の計上に係る原則的な考え方を示したものと理解しております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） いいや、財政課、大したもんだな、分かっているんだな。分かっているのに、予算の原則というのもあるし。まちづくり課長、町長が減免している町の予算の中で、町長が減免しているまちづくり、ほかの課も聞いたかったんだが、代表してまちづくり課長、いろんなやつが予算主義に入れなきゃならないし、さっきの答弁で行くと、ホーリーホックのグラウンドの歳入だって、あれはいいんですなんて、あなたは間違ったことを言っているけれども、ちょっと答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、14番小坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

アツマーレのグラウンドの使用料の件で、間違った説明をしているとおっしゃいましたが、何度も繰り返し申し上げますけれども、令和2年第4回の藤咲議員のご質問のときにも同じようなご質問でお答えをさせていただきました。また、本日、加藤木議員からも同様の質問がございました。その中で答弁をさせていただきました内容に変わりはありません。私も間違った答えはしておりませんので、繰り返し……

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） いいですか。

〔「いいよ、時間ないから」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 課長、アツマーレの使用料、ホーリーホックから使用料がキャンプ場だとか温泉みたいに日銭で入ったらそれはできるんですよ、管理上、使用料として。年間幾らで契約しているやつが、使用料だなんて間違っているのが恐ろしいんだよ、課長。使用料でその日その日の売上げで、それは開発公社がいただいてもいいんだよ、それは。アツマーレのやつは年間幾らで、800万で契約しているんですよ。それはきちんと予算に入れられるでしょう、歳入に。そういう考えをしているからもってのほかであって。まあ、時間がないようだから。

それで、あとはアツマーレの健康器具、ホーリーホックに指導員として100万払っているよね。それで、トレーニングルームが100万円で使用料をもらっているんだけど、それがなぜ相殺できるんですか。今のやつからいくと。予算の原則からいったらなぜ相殺できるんですか、100万円が。ちゃんと売上げは売上げ、歳入は歳入、歳出は歳出にしないよというのが予算の原則であって、そういう間違っている考えをしているのはいけない。

あと、副町長、これは先ほど総計予算主義の原則というのは、補助事業に値する事業なんです。補助事業できちんと補助対象になって、その計画書どおりやっていたら補助金として交付してもいいんですよ。でも、これ、予算のこれでやっていない事業は返してもらわなきゃならないんだよ。あなた、知っていますか、そういうのを。知らないで副町長をやっているのか。本当に残念だよ、もう1年前から騒いで、契約書どおり事業がやっていない。予算を適正に使われていないときは返還を求めるのが総計予算主義のこれ、法律ですからね、原則なんだよ。我々が返さなきゃならないよ。そういうのを分かんないで、全然事業をやっている給料は2番目に高いのか、駄目だよ、ちゃんとやってくれなきゃ。

時間がなくなってきたから、これで終わりにしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員さんのご指摘の中に、トレーニングルームの100万円というお話がありました。それにつきましては、私以前からの話だったものですから、その辺のところはきちっとお調べして対応をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 課長、ホーリーホックの契約もきちんとやってくださいよ。それで、財務課も事業が、リンゴ屋の売出しみたいに2つ合わせて幾らなんていう予算の取り方をやって、去年、一山幾らで2つ、常北の学童保育と青山の常北小学校の学童保育、

2つ予算があったんですなんて。予算の原則で1個1個、議決をしなけりゃならないんだよ。一山幾らなんだという、こういう一山町長に一山幾らの町長に、仕事をやっているんじゃないくて正しく仕事をやってください。

以上、一般質問を終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） 以上で、14番小坪 孝君の一般質問を終結いたします。
教育長。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） すみません、終結宣言の後に。

先ほどのですね小坪議員の七会地区から通っている生徒数ということで、28名でございます。大変申し訳ありません。スクールバスを利用して中学校に通っている生徒数は28名でございます。

○議長（関 誠一郎君） 杉山議員。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 先ほどの私の言葉の中で、不起訴、無罪という形が取られましたが、無罪という件を削除していただいて、修正とさせていただきます。よろしく。

○議長（関 誠一郎君） 杉山議員、当初発言した部分が皆さん、曖昧で分からない、聞こえなかった部分が多々あるということで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

議会運営委員長阿久津則男君。

○議会運営委員長（阿久津則男君） ただいま杉山議員のほうから訂正がありましたが、先ほどの議会運営委員会を開き、杉山議員に確認したいことがあるということで、今から議会運営委員会を開くわけではありますが、杉山議員の出席を求めるということで決まりましたので、そのときに説明していただきたいと思います。

以上です。

〔「録音してあるんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 録音しても明確に聞こえていない。

散会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あした16日は議案整理のため休会とし、17日は午後2時に本議場において再開いたしますので、会議10分前までに控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時56分散会